

平成24(2012)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 法律学科

(1)理念・目的

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|--------------------|--|---|---|----|------|------|
| 1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか | 理念・目的の明確化 | 1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において、「人材の養成に関する目的」を定めている。 | A | | |
| | | 2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。 | ・学部、各学科の目的(ディプロマポリシー) | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、リーガルマインドを身につけ、自律性や協調性を有して世の中に貢献できる人材を輩出することであり、教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。 | A | | |
| | | 3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。 | ・「建学の精神」、「大学の理念」 ・学部、各学科の目的 | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。 | A | | |
| | 実績や資源からみた理念・目的の適切性 | 4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。 | ・法学部 履修要覧・シラバス ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | 法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、これまで、各年度の履修要覧や自己点検・評価報告書内へ記載、ホームページ上での公開を基本としてきた。哲学担当専任教員が中心となって建学の精神にも示された哲学教育を通じた人材育成科目を2012カリから1年次必修科目として配当し、取り組んでいく。 | B | | |
| | 個性化への対応 | 5 学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教書における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。 | ・学部、各学科の目的 法律学科、企業法学科のディプロマポリシー | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、中央教育審議会の答申の機能別分化論における、「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」を踏まえて、学部、各学科の個性・特色を打ち出し設定されている。 | A | | |
| 2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか | 構成員に対する周知方法と有効性 | 6 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『履修要覧 2011』 p.1 ・大学ホームページURL http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的を、『履修要覧』に記載して、学生および教職員に配付している。 ・学部、学科の目的、教育目標は、ホームページに記載している。 | A | | |
| | | 7 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。 | ・法学部新入生アンケート ・卒業生アンケート(所属学部・学科の教育目標を理解し、達成できましたか) | ・新入生、卒業生アンケートの結果を教授会資料として全教員配付し、現状分析を行っている。 | A | | |
| | 社会への公表方法 | 8 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『東洋大学 2012 Guide Book』 p.97 ・『学部 パンフレット』 p.6~8 ・大学ホームページURL | ・大学、法学部パンフレットでは、学部、学科の「人材の養成に関する目的」を直接記載はしていないが、目的を、より分かりやすい形で記載している。 ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、ホームページに記載している。 | A | | |
| 3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか | | 9 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。 | ・法学部新入生アンケート ・卒業生アンケート | ・平成19年度より毎年年度報告書を作成し、学部、各学科の目的の適切性について、定期的な検証を行っている。新入生に対してアンケートを実施し、検証を行っている。 | A | | |

(2) 教育研究組織

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|------------------|--|----------------------------------|--|----|------|------|
| 1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか | 教育研究組織の編制原理 | 10 学部の目的を実現するための、教育研究組織の編成原理を明確にしているか。 | ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において、中期的な学部方向性を話し合い、教員構成、新カリキュラム構想に係る補充分野の取りまとめなど、検討・調整を行っている。 | A | | |
| | 理念・目的との適合性 | 11 教育研究組織は、学部の目的を実現する上で適切かつ有効に機能する組織となっているか。 | ・学部の目的 ・組織図 | ・法学部の目的、目標の「社会の発展に寄与する」を実現するために、学問領域を「法律系」「人文系」「体育系」の3領域に分けて、法律学科、企業法学科2学科体制で教育研究組織を編成している。 | A | | |
| | 学術の進展や社会の要請との適合性 | 12 学術の進展や社会的な要請を考慮した教育研究組織となっているか。 | 組織図 法学会会則 ガイドブック HP | ・学部の教育研究組織は、法律学を中心とした学術の進展や、国際的人材の育成という社会的な要請に対応するために適切である。 | A | | |
| 2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか | | 13 教育研究組織の適切性を、定期的に検証しているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会規程 ・法学部教授会議事録 | ・法学部内に、人事構想・将来構想委員会を設置し、恒常的に組織の検討を行っている。 | A | | |

(3) 教員・教員組織

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------------|------------------------------|---|---|---|---|--|---------------------------------|-----------|
| 1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか | 教員に求める能力・資質等の明確化 | 14 | 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部の全専任教員に周知している。 | A | | |
| | 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化 | 15 | 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。 | ・法学部 カリキュラム検討委員会議事録 ・法学部教授会議事録 | ・学部カリキュラム委員会が、教育課程に関わる業務全般、主に次年度項目「時間割編成」「開講コース数策定」「語学等クラス分け」「ゼミ選抜」等の検討、調整、確定を行い、連携・調整を図っている。 | A | | |
| | 教員構成の明確化 | 16 | 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において明確な基準作りを検討しているが、学部としては現在定まっていない。 | C | 主任会が全体の方向性を示して、人事構想委員会を中心に検討する。 | H25.12月まで |
| | | 17 | 学部、各学科の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | ・契約制外国人教員の定数は2名と定めており、契約期間は1年とし、4年間を限度として継続雇用できるとしている。任期制の助教は4年間を限度とする雇用であるが、定数はない。 | B | | |
| 2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか | 編制方針に沿った教員組織の整備 | 18 | 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。 | ・「大学基礎データ」表2 ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」 | ・法律学科で2枠の未補充枠があり、早急な欠員補充が急がれる。 | B | | |
| | | 19 | 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。 | ・「大学基礎データ」表2 | ・法律学科では、22名の教員のうち10名が教授であり、半数に至っていない。 | B | | |
| | 20 | 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。 | ・「大学基礎データ」表A | 学部として ・～30歳:2.1% ・31～40歳:22.9% ・41～50歳:31.2% ・51～60歳:29.2% ・61歳～:14.6% | A | | | |
| | 21 | 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。 | C | 項目16で定められた方針にそって組織編成がなされているか検証する。人事構想・将来構想委員会を中心に検討する。 | H25.12月まで | |
| | 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 | 22 | 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 | ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。 | A | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|----|---|--|---|---|--|--|
| 3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか | 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 | 23 | 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部全専任教員に周知している。 | A | | |
| | 規程等に従った適切な教員人事 | 24 | 教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。 | ・教員資格審査委員会資料綴 ・教授会議事録 | ・教員の採用、昇格は、規程に従って厳格に行われている。 | A | | |
| 4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか | ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性 | 25 | 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。 | ・『学部報告書 2011』pp.77-110 教授会議事録 FD委員会議事録 | ・学部の自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。資質向上のための背策としてFD学習会を開催している。 | B | | |
| | 教員の教育研究活動等の評価の実施 | 26 | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。 | ・法学部教授会議事録 ・東洋法学 ・法学部年次報告書 ・「学部教員資格審査委員会規程」 ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。昇格審査以外の評価については評価体制を構築する準備を進める。 | B | | |

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|-----------------------------------|----|--|---|--------------------------|--|------|------|
| 1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか | 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 | 27 | 教育目標を明示しているか。 | | 「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | 法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めている。 | A | |
| | 教育目標と学位授与方針との整合性 | 28 | ディプロマ・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)においてディプロマ・ポリシーを定めている。 | A | |
| | | 29 | 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。 | ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 「井上円了の教え」「リーガルマインド」「グローバル社会への対応」という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。 | A | |
| | 修得すべき学習成果の明示 | 30 | ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。 | A | |
| 2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか | 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 | 31 | カリキュラム・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーが定められている。 | A | |
| | | 32 | カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーは、「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。 | A | |
| | 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示 | 33 | カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表 | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、専門科目72単位以上、必修、選択必修、選択科目の区別を明確にし、一般教養的科目28単位以上、そのうち語学10単位を卒業要件とし、リーガルマインド、国際化というカリキュラム・ポリシーに基づくものとなっている。 | A | |

| | | | | | | | | |
|---|----------|----|---|--|---|---|--|--|
| 3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか | 周知方法と有効性 | 34 | 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。・教職員・学生に対して、ホームページ以外の周知はおこなっておらず、どの程度周知が進んでいるかは不明である。 | B | | |
| | 社会への公表方法 | 35 | 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | 各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。 | A | | |
| 4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか | | 36 | 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。 | ・教授会議事録 ・カリキュラム検討委員会議事録 | 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、主任会、カリキュラム検討委員会においてカリキュラム編成時に随時検証を行っている。 | B | | |

「教育課程・教育内容」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---------------------|----|--|---|--|----|------|------|
| 1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか | 必要な授業科目の開設状況 | 37 | 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。 | 『履修要覧 教育課程表2011』 | 必修科目についてはすべて開講している。選択科目については開講基準に従い、隔年開講の科目がある。 | B | | |
| | 順次性のある授業科目の体系的配置 | 38 | 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。 | 『履修要覧 2011教育課程表』 P37-44(1部)、P.70～71(2部) | 基礎科目から応用科目へと理解がスムーズに進むように、学年ごとに科目を配置している。また、各科目がどの分野に属するのか明確にしている。 | A | | |
| | 教養教育・専門教育の位置づけ | 39 | 教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。 | 『履修要覧 2011教育課程表』 P37-44(1部)、P.70～71(2部) | 一般的教養科目と専門科目とを単位取得の上から区別、説明している。 | A | | |
| | | 40 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー 『履修要覧 2011』 P37 - 55(1部)、P.70～74(2部) | リーガルマインド、国際化といったカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。 | B | | |
| 2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか | 学士課程教育に相応しい教育内容の提供 | 41 | 中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。 | 学科 教育課程表 該当科目 シラバス 「インターンシップ」「情報化社会と法」 | 「学士力」に対応するため「知識・理解」については、一般教養的科目および外国語教育で対応し、「汎用的技能」については、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」については、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理観」については「情報化社会と法」で対応している。 | A | | |
| | 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 | 42 | 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。 | 学科 教育課程表 | 法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。 | B | | |

「教育方法」

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------------|---|--------------------------------|--|----|------|------|
| 1)教育方法および学習指導は適切か | 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 | 43 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。 | ・学科 教育目標 ・学科 教育課程表 | 予習・復習の上聴講することで効果が期待できる専門基礎科目を講義に、議論・討論により理解が深まる科目として専門演習、法学演習、法学基礎演習を、実技としてスポーツ健康科学実技、を適切に設置している。 | S | | |
| | 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 | 44 単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。 | 『履修要覧 2011』 P.58(1部)、P.76(2部) | 1年次40単位、2年次以降それぞれ48単位の上限を設定している。 | S | | |
| | 学生の主体的参加を促す授業方法 | 45 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。 | ・ToyoNet-Ace利用のしおり ・シラバス | 講義科目については、受講者数約200名を基準に増コースの設置に努めている。更にこうした多人数クラスにおいては、パワーポイント、ToyoNet-Ace等の機器を利用し、学生にはリアクション・ペーパーを記入させ、授業への参加の意識を高める工夫を行っている。学生の主体的参加を促すため演習科目については1年次から4年次まで履修可能としている。 | A | | |
| | | 46 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表 | コミュニケーション能力の育成のため、少人数での外国語教育を行い、法の基礎理論及びその実務的な応用力を修得するため、講義と演習を併用している。 | A | | |
| 2)シラバスに基づいて授業が展開されているか | シラバスの作成と内容の充実 | 47 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。 | 講義要項 2011年度版 | 統一フォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標、各回の授業内容が具体的に記載されている。 | A | | |
| | 授業内容・方法とシラバスとの整合性 | 48 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。 | ・「授業評価アンケート結果」 | 学生に対するアンケートによればシラバスにかかれた授業が行われている。 | A | | |
| 3)成績評価と単位認定は適切に行われているか | 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示) | 49 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。 | 『講義要項2011年度版』 | シラバスに成績評価の方法・基準は明示されている。 | A | | |
| | 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 | 50 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | ・学科 教育課程表 | 講義・演習科目は毎週1時間15週、外国語科目は毎週2時間15週、実技・実習は毎週3時間15週をもってそれぞれ1単位とし、大学設置基準に従い適切に設定されている。 | A | | |
| | | 51 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | ・『白山キャンパス学年暦 2011』 | 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているが、平成23年度については震災の影響を受け、補講が必ずしも十分ではなかった。 | B | | |
| | 既修得単位認定の適切性 | 52 海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。 | ・編入学、転入学入学試験要項「既修得単位の取り扱いについて」 | 編入学・転入学に関わる単位の認定にあたっては、「学部単位認定の申し合わせ」に従い、カリキュラム委員会において原案を作成し、教授会にて審議して決定している。 | B | | |

| | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|----|--|----------|---|---|--|--|
| 4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか | 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施 | 53 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。 | FD委員会議事録 | FD委員会が年8回程度開催され、年4回のFD学習会ではさまざまな取り組みを担当教員に発表してもらい、それを参加者全員で討論し、授業改善に役立てている。 | A | | |
| | | 54 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。 | 年次報告書 | FD学習会は定期的に行われ、その内容をそれぞれの教員が取り入れ、学生アンケートの結果も踏まえたくて教員カルテを作成し、年次報告書に記載している。 | A | | |

「成果」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|----------------------------|------------------------------|----|---|----------------------------|--|----|------|------|
| 1)教育目標に沿った成果が上がっているか | 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 | 55 | 各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。 | 年次報告書 | 授業評価アンケートを学期ごとに実施し、学生の学習効果を測定するとともに、その結果に対する改善方策を各教員が教員カルテとして作成し、教職員が閲覧できるようにしている。 | B | | |
| | 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価) | 56 | 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。 | 卒業時アンケート及び結果 | 卒業時アンケートを実施している。 | B | | |
| 2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか | 学位授与基準、学位授与手続きの適切性 | 57 | 卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | 『法学部 履修要覧 2011年度』P56 - 67 | 履修要覧の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。 | A | | |
| | | 58 | ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー ・学科 卒業要件 | 卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。 | A | | |

(5) 学生の受け入れ

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|------------------------------------|--|---|--|----|------|------|
| 1) 学生の受け入れ方針を明示しているか | 求める学生像の明示 | 59 アドミッション・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・法学部ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において、アドミッション・ポリシーを定めている。 | A | | |
| | | 60 アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・法学部ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。 | A | | |
| | 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 | 61 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『入学試験要項 2012』 ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科のアドミッション・ポリシーは、全学の『入学試験要項』およびホームページにおいて公開している。 | A | | |
| 2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか | 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 | 62 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。 | ・『入試システムガイド 2012』 | ・各入試方式とも、募集人員、選考方法を、『入試システムガイド』にて受験生に明示している。 | A | | |
| | | 63 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。 | ・『入試システムガイド』 | ・一般入試では、「センター試験」、「東洋大学出題」で「高校までの基礎学力を身に付けた者をマークシート方式による試験で選抜」しており、推進入試では、「将来、法律を生かした職業、資格、公務員を目指す者」という方針に則り、「書類選考、面接、小論文」を受験科目としている。 | A | | |
| | 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性 | 64 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。 | ・「全学入試委員会規程」 ・「学部 教授会規程」 ・「学部 入試委員会議事録」 | ・全学入試委員会、学部教授会、学部入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。 | A | | |
| | | 65 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。 | ・「大学基礎データ 表3」 | ・各学科の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。 | A | | |
| | | 66 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・『入試システムガイド 2012』 | ・入試方式や募集人員、選考方法は、おおむねアドミッション・ポリシーに従って設定しているが、「運動部優秀選手受験者」に対しては、入試方式が万全とは言えない。 | A | | |

| | | | | | | | | |
|---|--------------------------|----|--|---|--|---|---------------------|--|
| 3)適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか | 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 | 67 | 学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科 | ・「大学基礎データ 表3」 | 2部法律学科のみ範囲内となっている。 ・法律学科:H23 1.20、H22 1.20、H21 1.18、H20 1.36、H19 1.26(平均 1.24) ・企業法学科:H23 1.22、H22 1.15、H21 1.25、H20 1.28、H19 1.38(平均 1.25) ・2部法律学科:H23 0.98、H22 1.02、H21 1.09、H20 1.04、H19 1.02(平均 1.02) | C | 法人との折衝において適正管理に努める。 | |
| | | 68 | 学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科 | ・「大学基礎データ 表4」 | ・法律学科:1.25 ・企業法学科:1.24 1部法学部:1.25 ・2部法律学科:1.06 | B | | |
| | | 69 | 学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。 | ・「大学基礎データ 表4」 | ・編入学定員は定めていない。編入学入試は、欠員補充を目的に、若干名として行っており、過去5年の入学者数は、2部法律学科のみ範囲内となっている。 ・法律学科:H23- 0人、H22- 1人(2年)・2人(3年)、H21- 1人(2年)・0人(3年)、 H20- 1人(2年)・1人(3年)、H19- 0人(2年)・1人(3年) ・企業法学科:H23- 0人、H22- 1人(2年)・1人(3年)、H21- 0人、H20- 0人、H19- 0人 ・2部法律学科:H23- 0人、H22- 0人(2年)・1人(3年)、H21- 0人、H20- 0人(2年)・2人(3年)、H19- 0人(2年)・3人(3年) と、少数の学生の受け入れに止めている。 編入学生数は、H23年度5人(1部)、2人(2部)となっている。 | A | | |
| | 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 | 70 | 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。 | ・「学部 入試委員会議事録」 ・「教授会議事録」 | ・学部入試委員会において、毎年度、前年度の入学者数策定の分析を行い、教授会に報告している。 | A | | |
| 4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか | | 71 | アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。 | ・法学部入試制度検討委員会 議事録 ・法学部新入生アンケート ・法学部HP ・法学部パンフレット | ・アドミッション・ポリシーの適切性について、法学部入試制度検討委員会において、定期的な検証・検討を行っている。 | A | | |
| | | 72 | 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。 | ・「全学 入試委員会議事録」 ・「法学部 入試委員会議事録」 | ・全学入試委員会および法学部入試委員会において、毎年度、各入試方式の募集定員、選抜方法の検証・検討を行っている。 | A | | |

(6) 学生支援

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------|----|---|----------------------------|---|----|------|------|
| 2) 学生への修学支援は適切に行われているか | 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性 | 73 | 原級者、休・退学者のデータを教授会等の会議で教職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、理由把握等に努め、適切な指導、支援を行っているか。 | ・単位僅少者面接カード ・法学部教授会議事録 | ・原級、休学、退学に関しては、教務担当課(共通教務課)が受け付けを行い、場合によっては、専任教員による面接を実施した後に、教授会にて承認・報告を行っている。また、原級、休学、退学につながる取得単位僅少者に対しては、各学期の始めに教員が面接を行い指導している。 ・心因的な要因を抱える学生に対して適切な支援を行うため、年に数回教員向けに専門化を招いての精神衛生講習会を行い、教員の意識を高めている。 | A | | |
| | 補習・補充教育に関する支援体制とその実施 | 74 | 教員および学生に実態調査を行うなどして、必要な補習・補充教育を適切に提供するとともに、その効果についての検証を行っているか。 | ・「法学部シラバス」 | ・補習、補充教育については、英語分野について、再履修クラスを用意(2部法律学科を除く)し、高等学校までの学習が十分でない学生への対応を行っている。 ・上記取り組みに関する実態調査や、効果の検証等は実施していない。 | B | | |
| 4) 学生の進路支援は適切に行われているか | 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 | 75 | 正課教育において、学生が卒業後、社会的・職業的自立を図るための能力を育成しているか。 | ・「法学部シラバス」 ・「法学部パンフレット」 | ・教育課程内に、専門科目「卒業生寄附講座」を配置し、本学本学部の卒業生を講師として、実社会における法の役割などについて学ぶ機会を設けている。また、インターンシップも単位化し、在学中に実社会に触れる機会を設けている。 | A | | |

(7) 教育研究等環境

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|---|---|---|---|----|------|------|
| 4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか | 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 | 76 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じて、講義室の規模、実験・実習室の設備、実習室の座席数などが整備されているか。 | ・時間割表 ・カリキュラム検討委員会議事録 | ・一科目で受講生が複数年に亘って200名を超える授業については開講コースの増設を行うなどして、適切な規模となるようにしている。一般教養科目については、5学部が受講するため教室の座席数に応じて受講希望が多数の場合、抽選を行っている。 | A | | |
| | ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 | 77 TA、SA等の人的支援が行われているか。 | ・「東洋大学教育補助員採用内規」 ・「平成23年度 TA・SA一覧」 | ・TA、SAについては、「教育補助員採用内規」に従い、教員により出された希望採用予定者を充足する補助員が採用されている。 | A | | |
| | 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保 | 78 専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給しているか。 | ・法学部教授会資料・議事録 | ・専任教員1人につき、36万5千円の研究費が支給されている(年度による増減はある)。国内特別研究および海外特別研究の対象者については別途支給している。 | A | | |
| | | 79 専任教員に対する研究室を整備しているか。 | ・法学部シラバス ・履修要覧 | ・専任教員全員に、個人研究室が配分されている。 | A | | |
| | 80 研究専念時間の設定など、教員の研究機会を保障しているか。 | ・「平成23年度時間割編成並びに授業運営について」 | ・時間割編成時に教務部長名で、「専任教員は週3日以上出校し、学部授業を週5コマ以上担当することを原則とします」としており、おおむね、授業日以外の1~2日を研究に充てることができるが、学内業務等の増加のため、完全に保証されているとはいえないが、委員会の再編成等を行うとともに負担の公平化について検討をはじめた。また、全学として1年間の海外・国内特別研究期間を設け研究に専念できる体制をとっている。 | B | | | |
| 5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか | 研究倫理に関する学内規程の整備状況 | 81 研究倫理に関する学内規程を整備するとともに、研究倫理に関する研修会等を実施するなど、研究倫理を浸透させるための措置を行っているか | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |
| | 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性 | 82 研究倫理に関する審査機関の設置し、適切に運営しているか。 | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |

(8) 社会連携・社会貢献

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---------------------------|------------------------|----|--|--|--|----|------|------|
| 1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか | 産・学・官等との連携の方針の明示 | 83 | 学部の目的を踏まえて、産・学・官等との連携に関する方針を定めているか。 | ・インターンシップ実施に関する覚書・協定書等 ・法律相談に伴う朝霞市との協定書 ・寄附講座(土地家屋調査士)開講に伴う協定書 | ・地方公共団体、さわやか財団などの公的機関との間で行っているインターンシップで方針を定めている。 ・朝霞市において法学部教員及び法律相談部員が行っている無料法律相談について、朝霞市との間で方針を定めている。 ・東京都土地家屋調査士会との間で冠講座についての協定方針を締結している。 | B | | |
| | 地域社会・国際社会への協力量針の明示 | 84 | 学部の目的・目標を踏まえて、地域社会・国際社会への協力量針を定めているか。 | ・法学部教授会議事録 | ・インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学との間での協力量針を定めている。 ・地域社会との協力量針については定めていないが、公共団体等の委員の委嘱については、学部長・主任会で判断し、本務に支障にならない範囲で派遣する方針としている。 | B | | |
| 2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか | 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 | 85 | 学部の教育・研究の成果を、社会へのサービス活動に還元しているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・各教員が公共団体などの委員として活躍しているほか、エクステンション課を通じての公開講座、講師派遣プログラムなどで講師をしている。また、年1回の朝霞市および他の地方自治体での無料法律相談を行うなどして、学部の教育・研究の成果を、地域へのサービス活動に還元している。 | A | | |
| | 学外組織との連携協力による教育研究の推進 | 86 | 学部の教育・研究の推進のために、他大学や学外の研究所や組織等との連携・協力をしているか。 | ・アモイ大学との協定書 ・助教プログラムレジメ集 | ・研究交流を目的として、インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学と学部間の連携を行っており、これまでアモイ大学での日本法講座の開催、ディボネゴロ大学から講師を招いての授業(イスラム法)などの実績が上がっている。 | A | | |
| | 地域交流・国際交流事業への積極的参加 | 87 | 地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいるか。 | 『平成22年度法学部次報告書』 | ・地域交流については、「無料法律相談」を開催しており、10名程度が参加している。 ・国際交流については、アモイ大学での日本法講座を企画し、交流事業を行っており、5名が参加した。 ・インドネシア・ディボネゴロ大学との間で交流事業を行っている。 ・イギリス・ロンドン大学における英語研修の実施を決定し、翌年度から実施の予定である。 | A | | |

(10) 内部質保証

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|----------------------------|---|---|--|----|------|------|
| 1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか | 自己点検・評価の実施と結果の公表 | 88 自己点検・評価を、明文化された規程に基づき、定期的実施しているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・毎年自己点検・評価を行い、結果を報告書にまとめている。 ・FD委員会を開催するほか、FD委員会が主催するFD学習会を年に4回開催し、自己点検・評価の検証を行っている。 | B | | |
| | | 89 自己点検・評価の結果を、刊行物としての配布、ホームページへの掲載等によって、当該大学以外の者がその内容を知りうる状態にしているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』、法学部HP (http://www.toyo.ac.jp/law/pdf_gakunai/professor_2010.pdf) | 授業アンケートに基づいて各教員が自己の授業について自己点検・自己評価を行い、その内容は「教員カルテ」という形で、年次報告書・HPで公表されている。また、学部全体の取り組みについても、年次報告書で公表している。 | A | | |
| 2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか | 内部質保証の方針と手続きの明確化 | 90 自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きが明確にされているか。 | ・FD委員会議事録 ・FD学習会開催ポスター ・年次報告書 | ・自己点検・評価の結果はカリキュラム改訂や授業運営などに適宜反映しているが、現段階では、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きは明確にされていない。 | B | | |
| | 内部質保証を掌る組織の整備 | 91 自己点検・評価結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげるための委員会等が整備されているか。 | ・「改善報告書」(H22.7大学基準協会提出) | ・自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善につなげるためのFD委員会を設置している。 ・年に4回、FD委員会が企画し、全教員が参加するFD学習会を行い、自己点検・評価結果を改革・改善につなげている。 | B | | |
| | 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 | 92 自己点検・評価の結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげる連携システムが確立されているか。 | ・FD委員会議事録 ・FD学習会開催ポスター ・年次報告書 | ・FD委員長はカリキュラム委員を兼務することとし、FD委員会とカリキュラム委員会の連携を図っている。 | B | | |
| 3) 内部質保証システムを適切に機能させているか | 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 | 93 学部、学科、教員の各レベルで自己点検・評価活動が行われているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・個人では、「教員カルテ」を毎年作成し、教育・研究活動の自己点検・評価を行っている。 ・学部では、毎年4回、全教員が参加するFD学習会を行い、自己点検・評価を行っている。 | A | | |
| | 教育研究活動のデータベース化の推進 | 94 「東洋大学研究者情報データベース」に、学部の専任教員の研究業績が適切に構築されている。 | 東洋大学HP内「東洋大学研究者情報データベース」 http://ris.toyo.ac.jp/ | ・全教員が「東洋大学研究者情報データベース」に登録しており、データの更新についても、教授会等で適宜更新を促すことにより、各教員が更新している。 | A | | |
| | 学外者の意見の反映 | 95 学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫を行っているか。 | ・雨水会出張報告書 ・法学部入試制度検討委員会議事録 | 雨水会(父兄会)総会・各地の支部総会へ学部長・学科主任が参加し、法学部に対する要望を聴取している。 入試に関しては外部専門家を招聘し、入試制度の改善に役立てている。 | B | | |
| | 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 | 96 文部科学省の設置認可・履行状況報告の際の留意事項、大学基準協会の認証評価の際の指摘事項について、改善のための具体的な取り組みを行っているか。 | ・「改善報告書」(H22.7大学基準協会提出) | ・文部科学省関連の留意事項はなし。 ・H19の認証評価時の指摘事項については、H19～H23にかけて改善に向けた取り組みを行い、指摘を受けた5項目についてはすでに改善に向けた取り組みを行い、改善済み。 | A | | |

(11)独自の評価項目 及び 学生からの意見等

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および 判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|------|-------|-----|--------------------|-------|------|----|------|------|
| | | 97 | | | | | | |
| | | 98 | | | | | | |
| | | 99 | | | | | | |
| | | 100 | | | | | | |
| | | 101 | | | | | | |
| | | 102 | | | | | | |
| | | 103 | | | | | | |
| | | 104 | | | | | | |
| | | 105 | | | | | | |

平成24(2012)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 企業法学科

(1)理念・目的

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|--------------------|--|---|---|----|------|------|
| 1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか | 理念・目的の明確化 | 1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において、「人材の養成に関する目的」を定めている。 | A | | |
| | | 2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。 | ・学部、各学科の目的(ディプロマポリシー) | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、リーガルマインドを身につけ、自律性や協調性を有して世の中に貢献できる人材を輩出することであり、教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。 | A | | |
| | | 3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。 | ・「建学の精神」、「大学の理念」、 ・学部、各学科の目的 | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。 | A | | |
| | 実績や資源からみた理念・目的の適切性 | 4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。 | ・法学部 履修要覧・シラバス ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | 法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、これまで、各年度の履修要覧や自己点検・評価報告書内へ記載、ホームページ上での公開を基本としてきた。哲学担当専任教員が中心となって建学の精神にも示された哲学教育を通じた人材育成科目を2012カリから1年次必修科目として配当し、取り組んでいく。 | B | | |
| | 個性化への対応 | 5 学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。 | ・学部、各学科の目的 法律学科、企業法学科のディプロマポリシー | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、中央教育審議会の答申の機能別分化論における、「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」を踏まえて、学部、各学科の個性・特色を打ち出し設定されており、特に企業法学科においては、企業活動に関連する法を組み込みながらコンプライアンスを順守し活躍できる人材の輩出目的を設定した。 | A | | |
| 2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか | 構成員に対する周知方法と有効性 | 6 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『履修要覧 2011』 p.1 ・大学ホームページURL http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的を、『履修要覧』に記載して、学生および教職員に配付している。 ・学部、学科の目的、教育目標は、ホームページに記載している。 | A | | |
| | | 7 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。 | ・法学部新入生アンケート ・卒業生アンケート(設問5(21)所属学部・学科の教育目標を理解し、達成できましたか) | ・新入生、卒業生アンケートの結果を教授会資料として全教員配付し、現状分析を行っている。 | A | | |
| | 社会への公表方法 | 8 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『東洋大学 2012 Guide Book』 p.97 ・『学部 パンフレット』 p.6~8 ・大学ホームページURL | ・大学、法学部パンフレットでは、学部、学科の「人材の養成に関する目的」を直接記載はしていないが、目的を、より分かりやすい形で記載している。 ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、ホームページに記載している。 | A | | |
| 3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか | | 9 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。 | ・法学部新入生アンケート ・卒業生アンケート | ・平成19年度より毎年年度報告書を作成し、学部、各学科の目的の適切性について、定期的な検証を行っている。新入生に対してアンケートを実施し、検証を行っている。 | A | | |

(2) 教育研究組織

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|------------------|----|---|----------------------------------|--|----|------|------|
| 1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか | 教育研究組織の編成原理 | 10 | 学部の目的を実現するための、教育研究組織の編成原理を明確にしているか。 | ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において、中期的な学部方向性を話し合い、教員構成、新カリキュラム構想に係る補充分野の取りまとめなど、検討・調整を行っている。 | B | | |
| | 理念・目的との適合性 | 11 | 教育研究組織は、学部の目的を実現する上で適切かつ有効に機能する組織となっているか。 | ・学部の目的 ・組織図 | ・法学部の目的、目標の「社会の発展に寄与する」を実現するために、学問領域を「法律系」「人文系」「体育系」の3領域に分けて、法律学科、企業法学科2学科体制で教育研究組織を編成している。 | B | | |
| | 学術の進展や社会の要請との適合性 | 12 | 学術の進展や社会的な要請を考慮した教育研究組織となっているか。 | 組織図 法学会会則 ガイドブック HP | ・学部の教育研究組織は、法律学を中心とした学術の進展や、国際的人材の育成という社会的な要請に対応するために適切である。 | B | | |
| 2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか | | 13 | 教育研究組織の適切性を、定期的に検証しているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会規程 ・法学部教授会議事録 | ・法学部内に、人事構想・将来構想委員会を設置し、恒常的に組織の検討を行っている。 | A | | |

(3) 教員・教員組織

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------------|------------------------------|----|---|---|---|----|--|-----------|
| 1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか | 教員に求める能力・資質等の明確化 | 14 | 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部の全専任教員に周知している。 | A | | |
| | 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化 | 15 | 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。 | ・法学部 カリキュラム検討委員会議事録 ・法学部教授会議事録 | ・学部カリキュラム委員会が、教育課程に関わる業務全般、主に次年度項目「時間割編成」「開講コース数策定」「語学等クラス分け」「ゼミ選抜」等の検討、調整、確定を行い、連携・調整を図っている。 | A | | |
| | 教員構成の明確化 | 16 | 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において明確な基準作りを検討しているが、学部としては現在定まっていない。 | C | 主任会が全体の方向性を示して、人事構想委員会を中心に検討する。 | H25.12月まで |
| | | 17 | 学部、各学科の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | ・契約制外国人教員の定数は2名と定めており、契約期間は1年とし、4年間を限度として継続雇用できるとしている。任期制の助教は4年間を限度とする雇用であるが、定数はない。 | B | | |
| 2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか | 編制方針に沿った教員組織の整備 | 18 | 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。 | ・「大学基礎データ」表2 ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」 | ・企業法学科で1枠の未補充枠があり、欠員補充が急がれる。 | B | | |
| | | 19 | 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。 | ・「大学基礎データ」表2 | ・企業法学科では23名(契約制外国人教員2名、助教1名を除く)の専任教員のうち15名が教授であり、半数は教授となっている。 | B | | |
| | | 20 | 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。 | ・「大学基礎データ」表A | 学部として ・～30歳:2.1% ・31～40歳:22.9% ・41～50歳:31.2% ・51～60歳:29.2% ・61歳～:14.6% | A | | |
| | | 21 | 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。 | C | 項目16で定められた方針にそって組織編成がなされているか検証する。人事構想・将来構想委員会を中心に検討する。 | H25.12月まで |
| | 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 | 22 | 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 | ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。 | A | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|----|---|--|---|---|--|--|
| 3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか | 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 | 23 | 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部全専任教員に周知している。 | A | | |
| | 規程等に従った適切な教員人事 | 24 | 教員の採用・昇格に際し、規程等に定められたルールが適切に守られているか。 | ・教員資格審査委員会資料綴 ・教授会議事録 | ・教員の採用、昇格は、規程に従って厳格に行われている。 | A | | |
| 4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか | ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性 | 25 | 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。 | ・『学部報告書 2011』pp.77-110 教授会議事録 FD委員会議事録 | ・学部の自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。資質向上のための背景としてFD学習会を開催している。 | B | | |
| | 教員の教育研究活動等の評価の実施 | 26 | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。 | ・法学部教授会議事録 ・東洋法学 ・法学部年次報告書 ・「学部教員資格審査委員会規程」 ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。昇格審査以外の評価については評価体制を構築する準備を進める。 | B | | |

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|--------------------------|--|------|------|
| 1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか | 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 | 27 教育目標を明示しているか。 | | 「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | 法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めている。 | A | |
| | 教育目標と学位授与方針との整合性 | 28 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)においてディプロマ・ポリシーを定めている。 | A | |
| | | 29 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。 | ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 「井上円了の教え」「リーガルマインド」「グローバル社会への対応」という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。 | A | |
| | 修得すべき学習成果の明示 | 30 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。 | A | |
| 2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか | 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 | 31 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーが定められている。 | A | |
| | | 32 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーは、「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。 | A | |
| | 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示 | 33 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表 | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、専門科目72単位以上、必修、選択必修、選択科目の区別を明確にし、一般教養的科目28単位以上、そのうち語学10単位を卒業要件とし、リーガルマインド、国際化というカリキュラム・ポリシーに基づくものとなっている。 | A | |

| | | | | | | | | |
|---|----------|----|---|--|---|---|--|--|
| 3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか | 周知方法と有効性 | 34 | 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。・教職員・学生に対して、ホームページ以外の周知はおこなっておらず、どの程度周知が進んでいるかは不明である。 | B | | |
| | 社会への公表方法 | 35 | 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | 各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。 | A | | |
| 4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか | | 36 | 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。 | ・教授会議事録 ・カリキュラム検討委員会議事録 | 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、主任会、カリキュラム検討委員会においてカリキュラム編成時に随時検証を行っている。 | B | | |

「教育課程・教育内容」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---------------------|----|--|---|--|----|------|------|
| 1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか | 必要な授業科目の開設状況 | 37 | 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。 | 『履修要覧 教育課程表2011』 | 必修科目についてはすべて開講している。選択科目については開講基準に従い、隔年開講の科目がある。 | B | | |
| | 順次性のある授業科目の体系的配置 | 38 | 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。 | 『履修要覧 2011教育課程表』 P37-44(1部)、P.70~71(2部) | 基礎科目から応用科目へと理解がスムーズに進むように、学年ごとに科目を配置している。また、各科目がどの分野に属するのか明確にしている。 | A | | |
| | 教養教育・専門教育の位置づけ | 39 | 教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。 | 『履修要覧 2011教育課程表』 P37-44(1部)、P.70~71(2部) | 一般的教養科目と専門科目とを単位取得の上から区別、説明している。 | A | | |
| | | 40 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー 『履修要覧 2011』 P37 - 55(1部)、P.70~74(2部) | リーガルマインド、国際化といったカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。 | B | | |
| 2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか | 学士課程教育に相応しい教育内容の提供 | 41 | 中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。 | 学科 教育課程表 該当科目 シラバス 「インターンシップ」「情報化社会と法」 | 「学士力」に対応するため「知識・理解」については、一般教養的科目および外国語教育で対応し、「汎用的技能」については、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」については、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理観」については「情報化社会と法」で対応している。 | A | | |
| | 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 | 42 | 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。 | 学科 教育課程表 | 法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。 | B | | |

「教育方法」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------------|----|--|--------------------------------|---|----|------|------|
| 1)教育方法および学習指導は適切か | 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 | 43 | 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。 | ・学科 教育目標 ・学科 教育課程表 | 予習・復習の上聴講することで効果が期待できる専門基礎科目を講義に、議論・討論により理解が深まる科目として専門演習、法学演習、法学基礎演習を、実技としてスポーツ健康科学実技、を適切に設置している。 | S | | |
| | 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 | 44 | 単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。 | 『履修要覧 2011』 P.58(1部)、P.76(2部) | 1年次40単位、2年次以降それぞれ48単位の上限を設定している。 | S | | |
| | 学生の主体的参加を促す授業方法 | 45 | 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。 | ・ToyoNet-Ace利用のしおり ・シラバス | 講義科目については、受講者数約200名を基準に増コースの設置に努めている。更にこうした多人数クラスにおいては、パワーポイント、ToyoNet-Ace等の機器を利用し、学生にはアクション・ペーパーを記入させ、授業への参加の意識を高める工夫を行っている。学生の主体的参加を促すため演習科目については1年次から4年次まで履修可能としている。 | A | | |
| | | 46 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表 | コミュニケーション能力の育成のため、少人数での外国語教育を行い、法の基礎理論及びその実務的な応用力を修得するため、講義と演習を併用している。 | A | | |
| 2)シラバスに基づいて授業が展開されているか | シラバスの作成と内容の充実 | 47 | シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。 | 講義要項 2011年度版 | 統一フォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標、各回の授業内容が具体的に記載されている。 | A | | |
| | 授業内容・方法とシラバスとの整合性 | 48 | 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。 | ・「授業評価アンケート結果」 | 学生に対するアンケートによればシラバスにかかれた授業が行われている。 | A | | |
| 3)成績評価と単位認定は適切に行われているか | 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示) | 49 | シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。 | 「講義要項2011年度版」 | シラバスに成績評価の方法・基準は明示されている。 | A | | |
| | 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 | 50 | 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | ・学科 教育課程表 | 講義・演習科目は毎週1時間15週、外国語科目は毎週2時間15週、実技・実習は毎週3時間15週をもってそれぞれ1単位とし、大学設置基準に従い適切に設定されている。 | A | | |
| | | 51 | 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | ・『白山キャンパス学年暦 2011』 | 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているが、平成23年度については震災の影響を受け、補講が必ずしも十分ではなかった。 | B | | |
| | 既修得単位認定の適切性 | 52 | 海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。 | ・編入学、転入学入学試験要項「既修得単位の取り扱いについて」 | 編入学・転入学に関わる単位の認定にあたっては、「学部単位認定の申し合わせ」に従い、カリキュラム委員会において原案を作成し、教授会にて審議して決定している。 | B | | |

| | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|----|--|----------|---|---|--|--|
| 4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか | 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施 | 53 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。 | FD委員会議事録 | FD委員会が年8回程度開催され、年4回のFD学習会ではさまざまな取り組みを担当教員に発表してもらい、それを参加者全員で議論し、授業改善に役立てている。 | A | | |
| | | 54 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。 | 年次報告書 | FD学習会は定期的に行われ、その内容をそれぞれの教員が取り入れ、学生アンケートの結果も踏まえたうえで教員カルテを作成し、年次報告書に記載している。 | A | | |

「成果」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|----------------------------|------------------------------|----|---|----------------------------|--|----|------|------|
| 1)教育目標に沿った成果が上がっているか | 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 | 55 | 各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。 | 年次報告書 | 授業評価アンケートを学期ごとに実施し、学生の学習効果を測定するとともに、その結果に対する改善方策を各教員が教員カルテとして作成し、教職員が閲覧できるようにしている。 | B | | |
| | 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価) | 56 | 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。 | 卒業時アンケート及び結果 | 卒業時アンケートを実施している。 | B | | |
| 2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか | 学位授与基準、学位授与手続きの適切性 | 57 | 卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | 『法学部 履修要覧 2011年度』P56-67 | 履修要覧の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。 | A | | |
| | | 58 | ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー ・学科 卒業要件 | 卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。 | A | | |

(5) 学生の受け入れ

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---------------------------------------|---|---|--|----|------|------|
| 1) 学生の受け入れ方針を明示しているか | 求める学生像の明示 | 59 アドミッション・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・法学部ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において、アドミッション・ポリシーを定めている。 | A | | |
| | | 60 アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・法学部ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。 | A | | |
| | 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 | 61 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『入学試験要項 2012』 ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科のアドミッション・ポリシーは、全学の『入学試験要項』およびホームページにおいて公開している。 | A | | |
| 2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか | 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 | 62 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。 | ・『入試システムガイド 2012』 | ・各入試方式とも、募集人員、選考方法を、『入試システムガイド』にて受験生に明示している。 | A | | |
| | | 63 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。 | ・『入試システムガイド』 | ・一般入試では、『センター試験』、『東洋大学出題』で「高校までの基礎学力を身に付けた者をマークシート方式による試験で選抜」しており、推進入試では、『将来、法律を生かした職業、資格、公務員を目指す者』という方針に則り、『書類選考、面接、小論文』を受験科目としている。 | A | | |
| | 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性 | 64 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。 | ・『全学入試委員会規程』 ・『学部 教授会規程』 ・『学部 入試委員会議事録』 | ・全学入試委員会、学部教授会、学部入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。 | A | | |
| | | 65 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。 | ・『大学基礎データ 表3』 | ・各学科の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。 | A | | |
| 66 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・『入試システムガイド 2012』 | ・入試方式や募集人員、選考方法は、おおむねアドミッション・ポリシーに従って設定しているが、『運動部優秀選手受験者』に対しては、入試方式が万全とは言えない。 | A | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--------------------------|----|---|---|--|---|---------------------|
| 3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか | 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 | 67 | 学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 | ・「大学基礎データ 表3」 | 2部法律学科のみ範囲内となっている。 ・法律学科:H23 1.20、H22 1.20、H21 1.18、H20 1.36、H19 1.26(平均 1.24) ・企業法学科:H23 1.22、H22 1.15、H21 1.25、H20 1.28、H19 1.38(平均 1.25) ・2部法律学科:H23 0.98、H22 1.02、H21 1.09、H20 1.04、H19 1.02(平均 1.02) | C | 法人との折衝において適正管理に努める。 |
| | | 68 | 学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 | ・「大学基礎データ 表4」 | 2部法律学科のみ範囲内 ・法律学科:1.25 ・企業法学科:1.24 1部法学部:1.25 ・2部法律学科:1.06 | B | |
| | | 69 | 学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。 | ・「大学基礎データ 表4」 | ・編入学定員は定めていない。編入学入試は、欠員補充を目的に、若干名として行っており、過去5年の入学者数は、 \times 、 \times 、 \times 、 \times 、 \times 名と、少数の学生の受け入れに止めている。編入学生数は、H23年度5人(1部)、2人(2部)となっている。 | A | |
| 4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか | 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 | 70 | 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。 | ・「学部 入試委員会議事録」 ・「教授会議事録」 | ・学部入試委員会において、毎年度、前年度の入学者数策定の分析を行い、教授会に報告している。 | A | |
| | | 71 | アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。 | ・法学部入試制度検討委員会 議事録 ・法学部新入生アンケート ・法学部HP ・法学部パンフレット | ・アドミッション・ポリシーの適切性について、法学部入試制度検討委員会において、定期的な検証・検討を行っている。 | A | |
| 4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか | | 72 | 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。 | ・「全学 入試委員会議事録」 ・「法学部 入試委員会議事録」 | ・全学入試委員会および法学部入試委員会において、毎年度、各入試方式の募集定員、選抜方法の検証・検討を行っている。 | A | |

(6) 学生支援

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------|----------------|---|----------------------------|---|------|------|
| 2) 学生への修学支援は適切に行われているか | 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性 | 73 | 原級者、休・退学者のデータを教授会等の会議で教職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、理由把握等に努め、適切な指導、支援を行っているか。 | ・単位僅少者面接カード ・法学部教授会議事録 | ・原級、休学、退学に関しては、教務担当課(共通教務課)が受け付けを行い、場合によっては、専任教員による面接を実施した後に、教授会にて承認・報告を行っている。また、原級、休学、退学につながる取得単位僅少者に対しては、各学期の始めに教員が面接を行い指導している。 ・心因的な要因を抱える学生に対して適切な支援を行うため、年に数回教員向けに専門化を招いての精神衛生講習会を行い、教員の意識を高めている。 | A | |
| | 補習・補充教育に関する支援体制とその実施 | 74 | 教員および学生に実態調査を行うなどして、必要な補習・補充教育を適切に提供するとともに、その効果についての検証を行っているか。 | ・「法学部シラバス」 | ・補習、補充教育については、英語分野について、再履修クラスを用意(2部法律学科を除く)し、高等学校までの学習が十分でない学生への対応を行っている。 ・上記取り組みに関する実態調査や、効果の検証等は実施していない。 | B | |
| 4) 学生の進路支援は適切に行われているか | 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 | 75 | 正課教育において、学生が卒業後、社会的・職業的自立を図るための能力を育成しているか。 | ・「法学部シラバス」 ・「法学部パンフレット」 | ・教育課程内に、専門科目「卒業生寄附講座」を配置し、本学本学部の卒業生を講師として、実社会における法の役割などについて学ぶ機会を設けている。また、インターンシップも単位化し、在学中に実社会に触れる機会を設けている。 | A | |

(7) 教育研究等環境

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|---|---|---|--|----|------|------|
| 4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか | 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 | 76 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じて、講義室の規模、実験・実習室の設備、実習室の座席数などが整備されているか。 | ・時間割表 ・カリキュラム検討委員会議事録 | ・一科目で受講生が複数年に亘って200名を超える授業については開講コースの増設を行うなどして、適切な規模となるようになっている。一般教養科目については、5学部が受講するため教室の座席数に応じて受講希望が多数の場合、抽選を行っている。 | A | | |
| | ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 | 77 TA、SA等の人的支援が行われているか。 | ・「東洋大学教育補助員採用内規」 ・「平成23年度 TA・SA一覧」 | ・TA、SAについては、「教育補助員採用内規」に従い、教員により出された希望採用予定者を充足する補助員が採用されている。 | A | | |
| | 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保 | 78 専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給しているか。 | ・法学部教授会資料・議事録 | ・専任教員1人につき、36万5千円の研究費が支給されている(年度による増減はある)。国内特別研究および海外特別研究の対象者については別途支給している。 | A | | |
| | | 79 専任教員に対する研究室を整備しているか。 | ・法学部シラバス ・履修要覧 | ・専任教員全員に、個人研究室が配分されている。 | A | | |
| | 80 研究専念時間の設定など、教員の研究機会を保障しているか。 | ・「平成23年度時間割編成並びに授業運営について」 | ・時間割編成時に教務部長名で、「専任教員は週3日以上出校し、学部授業を週5コマ以上担当することを原則とします」としており、おおむね、授業日以外の1～2日を研究に充てることができるが、学内業務等の増加のため、完全に保証されているとはいえないが、委員会の再編成等を行うとともに負担の公平化について検討をはじめた。また、全学として1年間の海外・国内特別研究期間を設け研究に専念できる体制をとっている。 | B | | | |
| 5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか | 研究倫理に関する学内規程の整備状況 | 81 研究倫理に関する学内規程を整備するとともに、研究倫理に関する研修会等を実施するなど、研究倫理を浸透させるための措置を行っているか | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |
| | 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性 | 82 研究倫理に関する審査機関の設置し、適切に運営しているか。 | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |

(8) 社会連携・社会貢献

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---------------------------|------------------------|---|--|--|----|------|------|
| 1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか | 産・学・官等との連携の方針の明示 | 83 学部の目的を踏まえて、産・学・官等との連携に関する方針を定めているか。 | ・インターンシップ実施に関する覚書・協定書等 ・法律相談に伴う朝霞市との協定書 ・寄附講座(土地家屋調査士)開講に伴う協定書 | ・地方公共団体、さわやか財団などの公的機関との間で行っているインターンシップで方針を定めている。 ・朝霞市において法学部教員及び法律相談部員が行っている無料法律相談について、朝霞市との間で方針を定めている。 ・東京都土地家屋調査士会との間で冠講座についての協定方針を締結している。 | B | | |
| | 地域社会・国際社会への協力方針の明示 | 84 学部の目的・目標を踏まえて、地域社会・国際社会への協力方針を定めているか。 | ・法学部教授会議事録 | ・インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学との間での協力方針を定めている。 ・地域社会との協力方針については定めていないが、公共団体等の委員の委嘱については、学部長・主任会で判断し、本務に支障のない範囲で派遣する方針としている。 | B | | |
| 2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか | 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 | 85 学部の教育・研究の成果を、社会へのサービス活動に還元しているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・各教員が公共団体などの委員として活躍しているほか、エクステンション課を通じての公開講座、講師派遣プログラムなどで講師をしている。また、年1回の朝霞市および他の地方自治体での無料法律相談を行うなどして、学部の教育・研究の成果を、地域へのサービス活動に還元している。 | A | | |
| | 学外組織との連携協力による教育研究の推進 | 86 学部の教育・研究の推進のために、他大学や学外の研究所や組織等との連携・協力をしているか。 | ・アモイ大学との協定書 ・助教プログラムレジメ集 | ・研究交流を目的として、インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学と学部間の連携を行っており、これまでアモイ大学での日本法講座の開催、ディボネゴロ大学から講師を招いての授業(イスラム法)などの実績が上がっている。 | A | | |
| | 地域交流・国際交流事業への積極的参加 | 87 地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいるか。 | 『平成22年度法学部次報告書』 | ・地域交流については、「無料法律相談」を開催しており、10名程度が参加している。 ・国際交流については、アモイ大学での日本法講座を企画し、交流事業を行っており、5名が参加した。 ・インドネシア・ディボネゴロ大学との間で交流事業を行っている。 ・イギリス・ロンドン大学における英語研修の実施を決定し、翌年度から実施の予定である。 | A | | |

(10) 内部質保証

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|----------------------------|---|--|--|----|------|------|
| 1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか | 自己点検・評価の実施と結果の公表 | 88 自己点検・評価を、明文化された規程に基づき、定期的実施しているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・毎年自己点検・評価を行い、結果を報告書にまとめている。 ・FD委員会を開催するほか、FD委員会が主催するFD学習会を年に4回開催し、自己点検・評価の検証を行っている。 | B | | |
| | | 89 自己点検・評価の結果を、刊行物としての配布、ホームページへの掲載等によって、当該大学以外の者がその内容を知りうる状態にしているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』、法学部HP (http://www.toyo.ac.jp/law/pdf_gakunai/professor_2010.pdf) | 授業アンケートに基づいて各教員が自己の授業について自己点検・自己評価を行い、その内容は「教員カルテ」という形で、年次報告書・HPで公表されている。また、学部全体の取り組みについても、年次報告書で公表している。 | A | | |
| 2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか | 内部質保証の方針と手続きの明確化 | 90 自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きが明確にされているか。 | ・FD委員会議事録 ・FD学習会開催ポスター ・年次報告書 | ・自己点検・評価の結果はカリキュラム改訂や授業運営などに適宜反映しているが、現段階では、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きは明確にされていない。 | B | | |
| | 内部質保証を掌る組織の整備 | 91 自己点検・評価結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげるための委員会等が整備されているか。 | ・「改善報告書」(H22.7大学基準協会提出) | ・自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善につなげるためのFD委員会を設置している。 ・年に4回、FD委員会が企画し、全教員が参加するFD学習会を行い、自己点検・評価結果を改革・改善につなげている。 | B | | |
| | 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 | 92 自己点検・評価の結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげる連携システムが確立されているか。 | ・FD委員会議事録 ・FD学習会開催ポスター ・年次報告書 | ・FD委員長はカリキュラム委員を兼務することとし、FD委員会とカリキュラム委員会の連携を図っている。 | B | | |
| 3) 内部質保証システムを適切に機能させているか | 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 | 93 学部、学科、教員の各レベルで自己点検・評価活動が行われているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・個人では、「教員カルテ」を毎年作成し、教育・研究活動の自己点検・評価を行っている。 ・学部では、毎年4回、全教員が参加するFD学習会を行い、自己点検・評価を行っている。 | A | | |
| | 教育研究活動のデータベース化の推進 | 94 「東洋大学研究者情報データベース」に、学部の専任教員の研究業績が適切に構築されている。 | 東洋大学HP内「東洋大学研究者情報データベース」 http://ris.toyo.ac.jp/ | ・全教員が「東洋大学研究者情報データベース」に登録しており、データの更新についても、教授会等で適宜更新を促すことにより、各教員が更新している。 | A | | |
| | 学外者の意見の反映 | 95 学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫を行っているか。 | ・浦水会出張報告書 ・法学部入試制度検討委員会議事録 | 浦水会(父兄会)総会・各地の支部総会へ学部長・学科主任が参加し、法学部に対する要望を聴取している。 入試に関しては外部専門家を招聘し、入試制度の改善に役立てている。 | B | | |
| | 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 | 96 文部科学省の設置認可・履行状況報告の際の留意事項、大学基準協会の認証評価の際の指摘事項について、改善のための具体的な取り組みを行っているか。 | ・「改善報告書」(H22.7大学基準協会提出) | ・文部科学省関連の留意事項はなし。 ・H19の認証評価時の指摘事項については、H19～H23にかけて改善に向けた取り組みを行い、指摘を受けた5項目についてはすでに改善に向けた取り組みを行い、改善済み。 | A | | |

(11) 独自の評価項目 及び 学生からの意見等

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および 判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------|-------|-----|--------------------|-------|------|----|------|------|
| | | 97 | | | | | | |
| | | 98 | | | | | | |
| | | 99 | | | | | | |
| | | 100 | | | | | | |
| | | 101 | | | | | | |
| | | 102 | | | | | | |
| | | 103 | | | | | | |
| | | 104 | | | | | | |
| | | 105 | | | | | | |

平成24(2012)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 第2部 法律学科

(1)理念・目的

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|--------------------|--|---|---|----|------|------|
| 1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか | 理念・目的の明確化 | 1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において、「人材の養成に関する目的」を定めている。 | A | | |
| | | 2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。 | ・学部、各学科の目的(ディプロマポリシー) | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、リーガルマインドを身につけ、自律性や協調性を有して世の中に貢献できる人材を輩出することであり、教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。 | A | | |
| | | 3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。 | ・「建学の精神」、「大学の理念」、 ・学部、各学科の目的 | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。 | A | | |
| | 実績や資源からみた理念・目的の適切性 | 4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。 | ・法学部 履修要覧・シラバス ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | 法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、これまで、各年度の履修要覧や自己点検・評価報告書内へ記載、ホームページ上での公開を基本としてきた。哲学担当専任教員が中心となって建学の精神にも示された哲学教育を通じた人材育成科目を2012カリから1年次必修科目として配当し、取り組んでいく。 | B | | |
| | 個性化への対応 | 5 学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。 | ・学部、各学科の目的 法律学科、企業法学科のディプロマポリシー | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、中央教育審議会の答申の機能別分化論における、「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」を踏まえて、学部、各学科の個性・特色を打ち出し設定されている。 | A | | |
| 2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか | 構成員に対する周知方法と有効性 | 6 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『履修要覧 2011』 p.1 ・大学ホームページURL http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的を、『履修要覧』に記載して、学生および教職員に配付している。 ・学部、学科の目的、教育目標は、ホームページに記載している。 | A | | |
| | | 7 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。 | ・法学部新入生アンケート ・卒業生アンケート(設問5(21)所属学部・学科の教育目標を理解し、達成できましたか) | ・新入生、卒業生アンケートの結果を教授会資料として全教員配付し、現状分析を行っている。 | A | | |
| | 社会への公表方法 | 8 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『東洋大学 2012 Guide Book』 p.97 ・『学部 パンフレット』 p.6~8 ・大学ホームページURL | ・大学、法学部パンフレットでは、学部、学科の「人材の養成に関する目的」を直接記載はしていないが、目的を、より分かりやすい形で記載している。 ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、ホームページに記載している。 | A | | |
| 3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか | | 9 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。 | ・法学部新入生アンケート ・卒業生アンケート | ・平成19年度より毎年年度報告書を作成し、学部、各学科の目的の適切性について、定期的な検証を行っている。新入生に対してアンケートを実施し、検証を行っている。 | A | | |

(2) 教育研究組織

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|------------------|----|---|----------------------------------|--|----|------|------|
| 1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか | 教育研究組織の編成原理 | 10 | 学部の目的を実現するための、教育研究組織の編成原理を明確にしているか。 | ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において、中期的な学部方向性を話し合い、教員構成、新カリキュラム構想に係る補充分野の取りまとめなど、検討・調整を行っている。 | B | | |
| | 理念・目的との適合性 | 11 | 教育研究組織は、学部の目的を実現する上で適切かつ有効に機能する組織となっているか。 | ・学部の目的 ・組織図 | ・法学部の目的、目標の「社会の発展に寄与する」を実現するために、学問領域を「法律系」「人文系」「体育系」の3領域に分けて、法律学科、企業法学科2学科体制で教育研究組織を編成している。 | B | | |
| | 学術の進展や社会の要請との適合性 | 12 | 学術の進展や社会的な要請を考慮した教育研究組織となっているか。 | 組織図 法学会会則 ガイドブック HP | ・学部の教育研究組織は、法律学を中心とした学術の進展や、国際的人材の育成という社会的な要請に対応するために適切である。 | B | | |
| 2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか | | 13 | 教育研究組織の適切性を、定期的に検証しているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会規程 ・法学部教授会議事録 | ・法学部内に、人事構想・将来構想委員会を設置し、恒常的に組織の検討を行っている。 | A | | |

(3) 教員・教員組織

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------------|------------------------------|----|---|---|---|----|--|-----------|
| 1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか | 教員に求める能力・資質等の明確化 | 14 | 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部全専任教員に周知している。 | A | | |
| | 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化 | 15 | 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。 | ・法学部 カリキュラム検討委員会議事録 ・法学部教授会議事録 | ・学部カリキュラム委員会が、教育課程に関わる業務全般、主に次年度項目「時間割編成」「開講コース数策定」「語学等クラス分け」「ゼミ選抜」等の検討、調整、確定を行い、連携・調整を図っている。 | A | | |
| | 教員構成の明確化 | 16 | 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において明確な基準作りを検討しているが、学部としては現在定まっていない。 | C | 主任会が全体の方向性を示して、人事構想委員会を中心に検討する。 | H25.12月まで |
| | | 17 | 学部、各学科の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | ・契約制外国人教員の定数は2名と定めており、契約期間は1年とし、4年間を限度として継続雇用できるとしている。任期制の助教は4年間を限度とする雇用であるが、定数はない。 | B | | |
| 2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか | 編制方針に沿った教員組織の整備 | 18 | 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。 | ・「大学基礎データ」表2 ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」 | ・法律学科で2枠の未補充枠があり、早急な欠員補充が急がれる。 | B | | |
| | | 19 | 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。 | ・「大学基礎データ」表2 | ・法律学科では、22名の教員のうち10名が教授であり、半数に至っていない。 | B | | |
| | | 20 | 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。 | ・「大学基礎データ」表A | 学部として ・～30歳:2.1% ・31～40歳:22.9% ・41～50歳:31.2% ・51～60歳:29.2% ・61歳～:14.6% | A | | |
| | | 21 | 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。 | C | 項目16で定められた方針にそって組織編成がなされているか検証する。人事構想・将来構想委員会を中心に検討する。 | H25.12月まで |
| | 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 | 22 | 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 | ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。 | A | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|----|---|--|---|---|--|--|
| 3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか | 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 | 23 | 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部全専任教員に周知している。 | A | | |
| | 規程等に従った適切な教員人事 | 24 | 教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。 | ・教員資格審査委員会資料綴 ・教授会議事録 | ・教員の採用、昇格は、規程に従って厳格に行われている。 | A | | |
| 4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか | ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性 | 25 | 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。 | ・『学部報告書 2011』pp.77-110 教授会議事録 FD委員会議事録 | ・学部の自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。資質向上のための背景としてFD学習会を開催している。 | B | | |
| | 教員の教育研究活動等の評価の実施 | 26 | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。 | ・法学部教授会議事録 ・東洋法学 ・法学部年次報告書 ・「学部教員資格審査委員会規程」 ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。昇格審査以外の評価については評価体制を構築する準備を進める。 | B | | |

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|--------------------------|--|------|------|
| 1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか | 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 | 27 教育目標を明示しているか。 | | 「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | 法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めている。 | A | |
| | 教育目標と学位授与方針との整合性 | 28 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)においてディプロマ・ポリシーを定めている。 | A | |
| | | 29 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。 | ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 「井上円了の教え」「リーガルマインド」「グローバル社会への対応」という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。 | A | |
| | 修得すべき学習成果の明示 | 30 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。 | A | |
| 2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか | 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 | 31 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーが定められている。 | A | |
| | | 32 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーは、「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。 | A | |
| | 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示 | 33 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表 | | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、専門科目72単位以上、必修、選択必修、選択科目の区別を明確にし、一般教養的科目28単位以上、そのうち語学10単位を卒業要件とし、リーガルマインド、国際化というカリキュラム・ポリシーに基づくものとなっている。 | A | |

| | | | | | | | | |
|---|----------|----|---|--|---|---|--|--|
| 3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか | 周知方法と有効性 | 34 | 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。・教職員・学生に対して、ホームページ以外の周知はおこなっておらず、どの程度周知が進んでいるかは不明である。 | B | | |
| | 社会への公表方法 | 35 | 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | 各学科(法律、企業法、2部法律)のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。 | A | | |
| 4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか | | 36 | 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。 | ・教授会議事録 ・カリキュラム検討委員会議事録 | 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、主任会、カリキュラム検討委員会においてカリキュラム編成時に随時検証を行っている。 | B | | |

「教育課程・教育内容」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---------------------|----|--|---|--|----|------|------|
| 1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか | 必要な授業科目の開設状況 | 37 | 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。 | 『履修要覧 教育課程表2011』 | 必修科目についてはすべて開講している。選択科目については開講基準に従い、隔年開講の科目がある。 | B | | |
| | 順次性のある授業科目の体系的配置 | 38 | 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。 | 『履修要覧 2011教育課程表』 P37-44(1部)、P.70~71(2部) | 基礎科目から応用科目へと理解がスムーズに進むように、学年ごとに科目を配置している。また、各科目がどの分野に属するのか明確にしている。 | A | | |
| | 教養教育・専門教育の位置づけ | 39 | 教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。 | 『履修要覧 2011教育課程表』 P37-44(1部)、P.70~71(2部) | 一般的教養科目と専門科目とを単位取得の上から区別、説明している。 | A | | |
| | | 40 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー 『履修要覧 2011』 P37 - 55(1部)、P.70~74(2部) | リーガルマインド、国際化といったカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。 | B | | |
| 2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか | 学士課程教育に相応しい教育内容の提供 | 41 | 中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。 | 学科 教育課程表 該当科目 シラバス 「インターンシップ」「情報化社会と法」 | 「学士力」に対応するため「知識・理解」については、一般教養的科目および外国語教育で対応し、「汎用的技能」については、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」については、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理観」については「情報化社会と法」で対応している。 | A | | |
| | 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 | 42 | 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。 | 学科 教育課程表 | 法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。 | B | | |

「教育方法」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------------|----|--|-------------------------------|--|----|------|------|
| 1)教育方法および学習指導は適切か | 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 | 43 | 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。 | ・学科 教育目標 ・学科 教育課程表 | 予習・復習の上聴講することで効果が期待できる専門基礎科目を講義に、議論・討論により理解が深まる科目として専門演習、法学演習、法学基礎演習を、実技としてスポーツ健康科学実技、を適切に設置している。 | S | | |
| | 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 | 44 | 単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。 | 『履修要覧 2011』 P.58(1部)、P.76(2部) | 1～4年次それぞれ48単位の上限を設定している。 | S | | |
| | 学生の主体的参加を促す授業方法 | 45 | 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。 | ・ToyoNet-Ace利用のしおり ・シラバス | 講義科目については、受講者数約200名を基準に増コースの設置に努めている。更にこうした大人数クラスにおいては、パワーポイント、ToyoNet-Ace等の機器を利用し、学生にはリアクション・ペーパーを記入させ、授業への参加の意識を高める工夫を行っている。学生の主体的参加を促すため演習科目については1年次から4年次まで履修可能としている。 | A | | |
| | | 46 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表 | コミュニケーション能力の育成のため、少人数での外国語教育を行い、法の基礎理論及びその実務的な応用力を修得するため、講義と演習を併用している。 | A | | |
| 2)シラバスに基づいて授業が展開されているか | シラバスの作成と内容の充実 | 47 | シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。 | 講義要項 2011年度版 | 統一フォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標、各回の授業内容が具体的に記載されている。 | A | | |
| | 授業内容・方法とシラバスとの整合性 | 48 | 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。 | ・「授業評価アンケート結果」 | 学生に対するアンケートによればシラバスにかかれた授業が行われている。 | A | | |
| 3)成績評価と単位認定は適切に行われているか | 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示) | 49 | シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。 | 「講義要項2011年度版」 | シラバスに成績評価の方法・基準は明示されている。 | A | | |
| | 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 | 50 | 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | ・学科 教育課程表 | 講義・演習科目は毎週1時間15分、外国語科目は毎週2時間15分、実技・実習は毎週3時間15分をもってそれぞれ1単位とし、大学設置基準に従い適切に設定されている。 | A | | |
| | | 51 | 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | ・『白山キャンパス学年暦 2011』 | 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているが、平成23年度については震災の影響を受け、補講が必ずしも十分ではなかった。 | B | | |
| | 既得単位認定の適切性 | 52 | 海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。 | ・編入学、転入学入学試験要項「既得単位の取り扱いについて」 | 編入学・転入学に関わる単位の認定にあたっては、「学部単位認定の申し合わせ」に従い、カリキュラム委員会において原案を作成し、教授会にて審議して決定している。 | B | | |

| | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|----|--|----------|---|---|--|--|
| 4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか | 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施 | 53 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。 | FD委員会議事録 | FD委員会が年8回程度開催され、年4回のFD学習会ではさまざまな取り組みを担当教員に発表してもらい、それを参加者全員で議論し、授業改善に役立てている。 | A | | |
| | | 54 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。 | 年次報告書 | FD学習会は定期的にかかれ、その内容をそれぞれの教員が取り入れ、学生アンケートの結果も踏まえたうえで教員カルテを作成し、年次報告書に記載している。 | A | | |

「成果」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|----------------------------|------------------------------|----|---|----------------------------|--|----|------------------------------------|---------------------|
| 1)教育目標に沿った成果が上がっているか | 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 | 55 | 各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。 | 年次報告書 | 授業評価アンケートを学期ごとに実施し、学生の学習効果を測定するとともに、その結果に対する改善方策を各教員が教員カルテとして作成し、教職員が閲覧できるようにしている。 | B | | |
| | 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価) | 56 | 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。 | 卒業時アンケート及び結果 | 卒業時アンケートを実施している。 | B | 就職先の支援についてはH24年度末にさらに拡充して部分実施する予定。 | 就職先の評価についてはH24年度以降。 |
| 2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか | 学位授与基準、学位授与手続きの適切性 | 57 | 卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | 『法学部 履修要覧 2011年度』P56-67 | 履修要覧の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。 | A | | |
| | | 58 | ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー ・学科 卒業要件 | 卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。 | A | | |

(5) 学生の受け入れ

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---------------------------------------|---|---|--|----|------|------|
| 1) 学生の受け入れ方針を明示しているか | 求める学生像の明示 | 59 アドミッション・ポリシーを設定しているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・法学部ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において、アドミッション・ポリシーを定めている。 | A | | |
| | | 60 アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・法学部ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。 | A | | |
| | 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 | 61 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・『入学試験要項 2012』 ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html | ・各学科のアドミッション・ポリシーは、全学の『入学試験要項』およびホームページにおいて公開している。 | A | | |
| 2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか | 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 | 62 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。 | ・『入試システムガイド 2012』 | ・各入試方式とも、募集人員、選考方法を、『入試システムガイド』にて受験生に明示している。 | A | | |
| | | 63 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。 | ・『入試システムガイド』 | ・一般入試では、『センター試験』、『東洋大学出題』で「高校までの基礎学力を身に付けた者をマークシート方式による試験で選抜」しており、推進入試では、『将来、法律を生かした職業、資格、公務員を目指す者』という方針に則り、『書類選考、面接、小論文』を受験科目としている。 | A | | |
| | 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性 | 64 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。 | ・『全学入試委員会規程』 ・『学部 教授会規程』 ・『学部 入試委員会議事録』 | ・全学入試委員会、学部教授会、学部入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。 | A | | |
| | | 65 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。 | ・『大学基礎データ 表3』 | ・各学科の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。 | A | | |
| 66 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。 | ・学科 アドミッション・ポリシー ・『入試システムガイド 2012』 | ・入試方式や募集人員、選考方法は、おおむねアドミッション・ポリシーに従って設定しているが、『運動部優秀選手受験者』に対しては、入試方式が万全とは言えない。 | A | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|-------------------------|---|---|--|--|---|--|--|
| 3)適切な定員を設定し、 入学者を受け入れるとともに、 在籍学生数を収容定員に基づき 適正に管理しているか | 収容定員に対する在籍学生 数比率の適切性 | 67 | 学科における過去5年の入学定員に対する入 学者数比率の平均が0.90～1.25(実験・実 習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライ フデザイン学部、総合情報学部の全学科、お よび社会学部社会心理学科、社会福祉学科、 文学部教育学科 | ・「大学基礎データ 表3」 | 2部法律学科のみ範囲内となっている。 ・法律学科:H23 1.20、H22 1.20、H21 1.18、 H20 1.36、H19 1.26(平均 1.24) ・企業法学科:H23 1.22、H22 1.15、H21 1.25、 H20 1.28、H19 1.38(平均 1.25) ・2部法律学科:H23 0.98、H22 1.02、H21 1.09、 H20 1.04、H19 1.02(平均 1.02) | B | | |
| | | 68 | 学科における収容定員に対する在籍学生数比 率が0.90～1.25(実験・実習系の学科は 1.20)の範囲となっているか。 実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライ フデザイン学部、総合情報学部の全学科、お よび社会学部社会心理学科、社会福祉学科、 文学部教育学科 | ・「大学基礎データ 表4」 | 2部法律学科のみ範囲内 ・法律学科:1.25 ・企業法学科:1.24 1部法学部:1.25 ・2部法律学科:1.06 | B | | |
| | | 69 | 学部における編入学定員に対する在籍学生数 比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、 編入学を「若干名」で募集している場合、10名 以上の学生を入学させていないか。 | ・「大学基礎データ 表4」 | ・編入学定員は定めていない。編入学入試は、欠員補充を目的に、 若干名として行っており、過去5年の入学者数は、2部法律学科の み範囲内となっている。 ・法律学科:H23- 0人、H22- 1人(2年)・2人(3年)、H21- 1人(2 年)・0人(3年)、 H20- 1人(2年)・1人(3年)、H19- 0人(2年)・1人(3年) ・企業法学科:H23- 0人、H22- 1人(2年)・1人(3年)、H21- 0人、 H20- 0人、H19- 0人 ・2部法律学科:H23- 0人、H22- 0人(2年)・1人(3年)、H21- 0人、 H20- 0人(2年)・2人(3年)、H19- 0人(2年)・3人(3年) と、少数の学生の受け入れに止めている。 編入学生数は、H23年度5人(1部)、2人(2部)となっている。 | A | | |
| | 70 | 定員超過または未充足について、原因調査と 改善方策の立案を行っているか。 | ・「学部 入試委員会議事録」 ・「教授会議事録」 | ・学部入試委員会において、毎年度、前年度の入学者数策定の分 析を行い、教授会に報告している。 | A | | | |
| 4)学生募集および入学者 選抜は、学生の受け入れ 方針に基づき、公正かつ 適切に実施されているか について、定期的に検証 を行っているか | 71 | アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に 検証しているか。 | ・法学部入試制度検討委員会 議事録 ・法学部新入生アンケート ・法学部HP ・法学部パンフレット | ・アドミッション・ポリシーの適切性について、法学部入試制度検討 委員会において、定期的な検証・検討を行っている。 | A | | | |
| | 72 | 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的 に検証する組織を常設して、定期的にその 適切性と公平性についての検証を行っている か。 | ・「全学 入試委員会議事録」 ・「法学部 入試委員会議事録」 | ・全学入試委員会および法学部入試委員会において、毎年度、各 入試方式の募集定員、選抜方法の検証・検討を行っている。 | A | | | |

(6) 学生支援

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------|---|----------------------------|---|----|------|------|
| 2) 学生への修学支援は適切に行われているか | 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性 | 73 原級者、休・退学者のデータを教授会等の会議で教職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、理由把握等に努め、適切な指導、支援を行っているか。 | ・単位僅少者面接カード ・法学部教授会議事録 | ・原級、休学、退学に関しては、教務担当課(共通教務課)が受け付けを行い、場合によっては、専任教員による面接を実施した後に、教授会にて承認・報告を行っている。また、原級、休学、退学につながる取得単位僅少者に対しては、各学期の始めに教員が面接を行い指導している。 ・心因的な要因を抱える学生に対して適切な支援を行うため、年に数回教員向けに専門化を招いての精神衛生講習会を行い、教員の意識を高めている。 | A | | |
| | 補習・補充教育に関する支援体制とその実施 | 74 教員および学生に実態調査を行うなどして、必要な補習・補充教育を適切に提供するとともに、その効果についての検証を行っているか。 | ・「法学部シラバス」 | ・補習、補充教育については、英語分野について、再履修クラスを用意(2部法律学科を除く)し、高等学校までの学習が十分でない学生への対応を行っている。 ・上記取り組みに関する実態調査や、効果の検証等は実施していない。 | B | | |
| 4) 学生の進路支援は適切に行われているか | 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 | 75 正課教育において、学生が卒業後、社会的・職業的自立を図るための能力を育成しているか。 | ・「法学部シラバス」 ・「法学部パンフレット」 | ・教育課程内に、専門科目「卒業生寄附講座」を配置し、本学本学の卒業生を講師として、実社会における法の役割などについて学ぶ機会を設けている。また、インターンシップも単位化し、在学中に実社会に触れる機会を設けている。 | A | | |

(7) 教育研究等環境

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|---|---|---|---|----|------|------|
| 4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか | 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 | 76 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じて、講義室の規模、実験・実習室の設備、実習室の座席数などが整備されているか。 | ・時間割表 ・カリキュラム検討委員会議事録 | ・一科目で受講生が複数年に亘って200名を超える授業については開講コースの増設を行うなどして、適切な規模となるようにしている。一般教養科目については、5学部が受講するため教室の座席数に応じて受講希望が多数の場合、抽選を行っている。 | A | | |
| | ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 | 77 TA、SA等の人的支援が行われているか。 | ・「東洋大学教育補助員採用内規」 ・「平成23年度 TA・SA一覧」 | ・TA、SAについては、「教育補助員採用内規」に従い、教員により出された希望採用予定者を充足する補助員が採用されている。 | A | | |
| | 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保 | 78 専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給しているか。 | ・法学部教授会資料・議事録 | ・専任教員1人につき、36万5千円の研究費が支給されている(年度による増減はある)。国内特別研究および海外特別研究の対象者については別途支給している。 | A | | |
| | | 79 専任教員に対する研究室を整備しているか。 | ・法学部シラバス ・履修要覧 | ・専任教員全員に、個人研究室が配分されている。 | A | | |
| | 80 研究専念時間の設定など、教員の研究機会を保障しているか。 | ・「平成23年度時間割編成並びに授業運営について」 | ・時間割編成時に教務部長名で、「専任教員は週3日以上出校し、学部授業を週5コマ以上担当することを原則とします」としており、おおむね、授業日以外の1~2日を研究に充てることができるが、学内業務等の増加のため、完全に保証されているとはいえないが、委員会の再編成等を行うとともに負担の公平化について検討をはじめた。また、全学として1年間の海外・国内特別研究期間を設け研究に専念できる体制をとっている。 | B | | | |
| 5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか | 研究倫理に関する学内規程の整備状況 | 81 研究倫理に関する学内規程を整備するとともに、研究倫理に関する研修会等を実施するなど、研究倫理を浸透させるための措置を行っているか | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |
| | 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性 | 82 研究倫理に関する審査機関の設置し、適切に運営しているか。 | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |

(8) 社会連携・社会貢献

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---------------------------|------------------------|----|---|--|--|----|------|------|
| 1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか | 産・学・官等との連携の方針の明示 | 83 | 学部の目的を踏まえて、産・学・官等との連携に関する方針を定めているか。 | ・インターンシップ実施に関する覚書・協定書等 ・法律相談に伴う朝霞市との協定書 ・寄附講座(土地家屋調査士)開講に伴う協定書 | ・地方公共団体、さわやか財団などの公的機関との間で行っているインターンシップで方針を定めている。 ・朝霞市において法学部教員及び法律相談部員が行っている無料法律相談について、朝霞市との間で方針を定めている。 ・東京都土地家屋調査士会との間で冠講座についての協定方針を締結している。 | B | | |
| | 地域社会・国際社会への協力方針の明示 | 84 | 学部の目的・目標を踏まえて、地域社会・国際社会への協力方針を定めているか。 | ・法学部教授会議事録 | ・インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学との間での協力方針を定めている。 ・地域社会との協力方針については定めていないが、公共団体等の委員の委嘱については、学部長・主任会で判断し、本務に支障のない範囲で派遣する方針としている。 | B | | |
| 2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか | 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 | 85 | 学部の教育・研究の成果を、社会へのサービス活動に還元しているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・各教員が公共団体などの委員として活躍しているほか、エクステンション課を通じての公開講座、講師派遣プログラムなどで講師をしている。また、年1回の朝霞市および他の地方自治体での無料法律相談を行うなどして、学部の教育・研究の成果を、地域へのサービス活動に還元している。 | A | | |
| | 学外組織との連携協力による教育研究の推進 | 86 | 学部の教育・研究の推進のために、他大学や学外の研究所や組織等との連携・協力を行っているか。 | ・アモイ大学との協定書 ・助教プログラムレジメ集 | ・研究交流を目的として、インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学と学部間の連携を行っており、これまでアモイ大学での日本法講座の開催、ディボネゴロ大学から講師を招いての授業(イスラム法)などの実績が上がっている。 | A | | |
| | 地域交流・国際交流事業への積極的参加 | 87 | 地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいるか。 | 『平成22年度法学部次報告書』 | ・地域交流については、「無料法律相談」を開催しており、10名程度が参加している。 ・国際交流については、アモイ大学での日本法講座を企画し、交流事業を行っており、5名が参加した。 ・インドネシア・ディボネゴロ大学との間で交流事業を行っている。 ・イギリス・ロンドン大学における英語研修の実施を決定し、翌年度から実施の予定である。 | A | | |

(10) 内部質保証

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|----------------------------|---|--|--|----|------|------|
| 1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか | 自己点検・評価の実施と結果の公表 | 88 自己点検・評価を、明文化された規程に基づき、定期的実施しているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・毎年自己点検・評価を行い、結果を報告書にまとめている。 ・FD委員会を開催するほか、FD委員会が主催するFD学習会を年に4回開催し、自己点検・評価の検証を行っている。 | B | | |
| | | 89 自己点検・評価の結果を、刊行物としての配布、ホームページへの掲載等によって、当該大学以外の者がその内容を知りうる状態にしているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』、法学部HP (http://www.toyo.ac.jp/law/pdf_gakunai/professor_2010.pdf) | 授業アンケートに基づいて各教員が自己の授業について自己点検・自己評価を行い、その内容は「教員カルテ」という形で、年次報告書・HPで公表されている。また、学部全体の取り組みについても、年次報告書で公表している。 | A | | |
| 2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか | 内部質保証の方針と手続きの明確化 | 90 自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きが明確にされているか。 | ・FD委員会議事録 ・FD学習会開催ポスター ・年次報告書 | ・自己点検・評価の結果はカリキュラム改訂や授業運営などに適宜反映しているが、現段階では、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きは明確にされていない。 | B | | |
| | 内部質保証を掌る組織の整備 | 91 自己点検・評価結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげるための委員会等が整備されているか。 | ・「改善報告書」(H22.7大学基準協会提出) | ・自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善につなげるためのFD委員会を設置している。 ・年に4回、FD委員会が企画し、全教員が参加するFD学習会を行い、自己点検・評価結果を改革・改善につなげている。 | B | | |
| | 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 | 92 自己点検・評価の結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげる連携システムが確立されているか。 | ・FD委員会議事録 ・FD学習会開催ポスター ・年次報告書 | ・FD委員長はカリキュラム委員を兼務することとし、FD委員会とカリキュラム委員会の連携を図っている。 | B | | |
| 3) 内部質保証システムを適切に機能させているか | 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 | 93 学部、学科、教員の各レベルで自己点検・評価活動が行われているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・個人では、「教員カルテ」を毎年作成し、教育・研究活動の自己点検・評価を行っている。 ・学部では、毎年4回、全教員が参加するFD学習会を行い、自己点検・評価を行っている。 | A | | |
| | 教育研究活動のデータベース化の推進 | 94 「東洋大学研究者情報データベース」に、学部の専任教員の研究業績が適切に構築されている。 | 東洋大学HP内「東洋大学研究者情報データベース」 http://ris.toyo.ac.jp/ | ・全教員が「東洋大学研究者情報データベース」に登録しており、データの更新についても、教授会等で適宜更新を促すことにより、各教員が更新している。 | A | | |
| | 学外者の意見の反映 | 95 学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫を行っているか。 | ・浦水会出張報告書 ・法学部入試制度検討委員会議事録 | 浦水会(父兄会)総会・各地の支部総会へ学部長・学科主任が参加し、法学部に対する要望を聴取している。入試に関しては外部専門家を招聘し、入試制度の改善に役立てている。 | B | | |
| | 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 | 96 文部科学省の設置認可・履行状況報告の際の留意事項、大学基準協会の認証評価の際の指摘事項について、改善のための具体的な取り組みを行っているか。 | ・「改善報告書」(H22.7大学基準協会提出) | ・文部科学省関連の留意事項はなし。 ・H19の認証評価時の指摘事項については、H19～H23にかけて改善に向けた取り組みを行い、指摘を受けた5項目についてはすでに改善に向けた取り組みを行い、改善済み。 | A | | |

(11) 独自の評価項目 及び 学生からの意見等

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------|-------|-----|----------------|-------|------|----|------|------|
| | | 97 | | | | | | |
| | | 98 | | | | | | |
| | | 99 | | | | | | |
| | | 100 | | | | | | |
| | | 101 | | | | | | |
| | | 102 | | | | | | |
| | | 103 | | | | | | |
| | | 104 | | | | | | |
| | | 105 | | | | | | |

平成24(2012)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 法律学科 通信教育課程

(1) 理念・目的

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|-------------------------------|--|---|--|----|------|------|
| 1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか | 理念・目的の明確化 | 1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | ・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において、「人材の養成に関する目的」を定めており、通信教育は法律学科の教育課程なので、通学課程に準拠している。 | A | | |
| | | 2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。 | ・学部、各学科の目的(ディプロマポリシー) | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、リーガルマインドを身につけ、自律性や協調性を有して世の中に貢献できる人材を輩出することであり、教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。通信教育課程も法律学科の教育課程であり、通信教育に関する諸規定に準拠して運営されているので、適切であると言える。 | A | | |
| | | 3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。 | ・「建学の精神」、「大学の理念」 ・学部、各学科の目的 | ・法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。通信教育課程も同様である。 | A | | |
| | 実績や資源からみた理念・目的の適切性 | 4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html http://www.toyo.ac.jp/tsukyo/claw/index_j.html | 法学部法律学科通信教育課程の目的は、ホームページ上での公開を基本としてきた。特に2012年度からのカリキュラムを法律学科第二部と共通化し、通信教育課程を通学課程の教育に合わせることで、通信教育という環境でも同じ目的を達成すべく取り組んでいる。 | B | | |
| | 個性化への対応 | 5 学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。 | ・学部、各学科の目的 法律学科、企業法学科のディプロマポリシー | 法学部法律学科通信教育課程の目的は、その当初から学祖の理念に基づいており、それは中央教育審議会の答申にある「幅広い職業人養成」と、特に「社会貢献機能」と一致している。 | A | | |
| 2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか | 構成員に対する周知方法と有効性 | 6 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html http://www.toyo.ac.jp/tsukyo/claw/index_j.html | ・法学部法律学科の目的と、通信教育課程の目的は、同一学科ゆえに基本的に同じである。ホームページに記載して、周知を計っている。 | B | | |
| | 社会への公表方法 | 7 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。 | 通信教育部のTAによる業務報告書および質問等への回答 | ・法学部法律学科通信教育過程では、定期的な検証に代わって常時TAが通信学生からの質問や問い合わせを受け付けており、それに基づいて通信教育委員会および各教授会ならびに『東洋通信』を通して教員・学生に対する注意や必要事項を伝達している。 | A | | |
| | | 8 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html http://www.toyo.ac.jp/tsukyo/claw/index_j.html | ・法学部法律学科通信教育課程の目的は、通信のホームページに記載している。 | B | | |
| 3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか | 9 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。 | 通信教育委員会議事録及び資料 | 学部・学科の目的は通学課程と同一であることが基本となっているが、通信教育独自の事項については、通信教育委員会において検証している。 | B | | | |

(2) 教育研究組織

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|------------------|----|---|----------------------------------|--|----|------|------|
| 1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか | 教育研究組織の編成原理 | 10 | 学部の目的を実現するための、教育研究組織の編成原理を明確にしているか。 | ・法学部教授会議事録 | 法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において、中期的な学部方向性を話し合い、教員構成、新カリキュラム構想に係る補充分野の取りまとめなど、検討・調整を行っている。通信教育課程の人事も通学課程と兼ねているので、独自の人事を行うことはできない。但し、毎年度の科目担当の検討を通して必要最小限の要望を出すようにしている。 | B | | |
| | 理念・目的との適合性 | 11 | 教育研究組織は、学部の目的を実現する上で適切かつ有効に機能する組織となっているか。 | ・学部の目的 ・組織図 | 通信教育課程では、文学部(日本文)と共通する科目(共通総合科目)と、各学部ごとの専門科目群に分けられているため、かつ、教職用の科目の多くが共通総合科目に含まれているため、文学部と法学部とに重複するので、一方のみの方針で決定できないことも非常に多い。法学部に限ってみれば、学部の目的、目標の「社会の発展に寄与する」を実現するために、学問領域を「法律系」「人文系」「体育系」の三領域に分けて、通信教育課程を含む法律学科、企業法学科の二学科体制で教育研究組織を編成している。 | B | | |
| | 学術の進展や社会の要請との適合性 | 12 | 学術の進展や社会的な要請を考慮した教育研究組織となっているか。 | 組織図 法学会会則 ガイドブック HP | 通信教育課程の教員は学部の教員が兼ねていることが多く、そのため教育研究組織は通学課程と同一であるといつてよい。その組織は、法学学を中心とした学術の進展や、国際的人材の育成という社会的な要請に対応するために適切である。 | B | | |
| 2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか | | 13 | 教育研究組織の適切性を、定期的に検証しているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会規程 ・法学部教授会議事録 | ・法学部内に、通信教育課程関係を含めて人事構想・将来構想委員会を設置し、恒常的に組織の検討を行っている。 | A | | |

(3) 教員・教員組織

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------------|------------------------------|---|---|--|--|----|------|------|
| 1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか | 教員に求める能力・資質等の明確化 | 14 | 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | ・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部の専任教員に周知している。 | A | | |
| | 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化 | 15 | 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。 | 法学部教授会議事録 | 通信教育委員会(全学委員会)とは別に、法学部内に通信教育委員会を設け、そこで原案の検討等を行っており、それを全学委員会及び教授会ならびに学部内関係委員会に打診して、連携性の有る体制を事実上とるようにしている。 | B | | |
| | 教員構成の明確化 | 16 | 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。 | 法学部人事構想・将来構想委員会、法学部教授会議事録 | 通信教育課程の人事は、通学課程の人事に付随しているため、独自の決定はできない。しかし、教育目的の実現のために課程表上の科目をコース増やすことなどが必要な場合には、通学課程の主任会(執行部)に依頼して人選を進めたり、資格審査などを行ってもらうようにしている。 | B | | |
| | | 17 | 学部、各学科の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 法学部の通信教育課程においては、原則として通学課程の専任教員をもって通信科目の担当に充てている。しかし、専任教員の負担増を考慮し、また担当適格者のいない場合には、非常勤講師をもって科目担当に充てている。但しその人事は最終的には通学課程の人事案件として処理されるので、通信教育課程に独自の人事権はない。 | B | | |
| 2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか | 編制方針に沿った教員組織の整備 | 18 | 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。 | ・「大学基礎データ」表2 ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」 | 教員の充足については通学課程に依拠しているが、通信課程科目担当に関連して、企業法学科で1枠の未補充枠が有り、欠員補充が急がれる。 | B | | |
| | | 19 | 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。 | ・「大学基礎データ」表2 | 通学課程に依拠している。通学課程の法律学科では、22名の教員のうち10名が教授であり、半数に至っていない。 | B | | |
| | 20 | 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。 | ・「大学基礎データ」表A | 通信教育課程は通学課程に依拠している。学部として ・～30歳:2.1% ・31～40歳:22.9% ・41～50歳:31.2% ・51～60歳:29.2% ・61歳～:14.6% | A | | | |
| | 21 | 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。 | ・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 | 通学課程に依拠しており、通信課程は独自の人事権を有していない。そのため法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。 | B | | | |
| | 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 | 22 | 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 | ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | 通学課程に依拠している。通学課程では専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。 | A | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|----|---|--|--|---|--|--|
| 3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか | 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 | 23 | 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。 | ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」 | 通学課程に依拠している。通学課程では、「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部の全専任教員に周知している。 | A | | |
| | 規程等に従った適切な教員人事 | 24 | 教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。 | ・教員資格審査委員会資料綴 ・教授会議事録 | 通学課程に依拠している。通学課程では、教員の採用、昇格は、規程に従って厳格に行われている。 | A | | |
| 4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか | ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性 | 25 | 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。 | ・『学部報告書 2011』pp.77-110 教授会議事録 FD委員会議事録 | 通学課程とはほぼ同じである。通学課程では、学部の自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。また資質向上のための方策としてFD学習会を開催しており、通信課程としてはこのFD学習の成果などをスクーリングに反映させるように積極的に促している。 | B | | |
| | 教員の教育研究活動等の評価の実施 | 26 | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。 | ・法学部教授会議事録 ・東洋法学 ・『東洋大学法学部年次報告書2012年度』 ・「学部教員資格審査委員会規程」 ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 | 通学課程に連動している。すなわち、教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。昇格審査以外の評価については評価体制を構築する準備を進める。 | B | | |

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|-----------------------------------|---|-------|---|---|------|------|
| 1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか | 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 | 27 教育目標を明示しているか。 | | 「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」 | 法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めており、通信教育課程もそれに準拠している。 | A | |
| | 教育目標と学位授与方針との整合性 | 28 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。 | | ・学科 ディプロマ・ポリシー | 各学科(法律、企業法、2部法律)においてディプロマ・ポリシーを定めており、通信教育課程も法律学科のそれに準拠している。 | A | |
| | | 29 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。 | | ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | 通信教育そのものが学祖の教えの体現であり、また「井上円了の教え」「リーガルマインド」「グローバル社会への対応」という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。 | A | |
| | 修得すべき学習成果の明示 | 30 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。 | | ・学科 ディプロマ・ポリシー | 通信教育課程においても、通学課程と同様に、ディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。 | A | |
| 2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか | 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 | 31 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。 | | ・学科 カリキュラム・ポリシー | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーが定められ、通信教育課程においても同様に定められており、両者は基本的に同一である。 | A | |
| | | 32 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。 | | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー | 各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーは、「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しており、特に通信教育課程ではそれを実現するために2012年度カリキュラムを第二部と基本的に共通化した。 | A | |
| | 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示 | 33 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。 | | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表 | 通信教育課程では、通学課程よりも多い専門科目82単位以上とし、それを必修・選択必修、選択の各科目群に分け、また共通総合科目を28単位以上としてカリキュラム・ポリシーに基づくものとしている。但し、現段階では語学科目が英語だけであり、今後は中国語やフランス語等を加えて語学科目の多様化を図る必要がある。 | A | |

| | | | | | | | | |
|---|----------|----|---|--|---|---|--|--|
| 3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか | 周知方法と有効性 | 34 | 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。 | 通信教育課程ホームページ (http://www.toyo.ac.jp/tsukyo/dp2012/index.html#01) 及び履修要覧 | 各ポリシーは法学部のホームページで公開しており、通信教育課程も同じである。ホームページのみの公開であり、有効性は不明である。 | B | | |
| | 社会への公表方法 | 35 | 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html http://www.toyo.ac.jp/tsukyo/claw/index_j.html | 各ポリシーは法学部のホームページで公開しており、通信教育課程も同じである。 | A | | |
| 4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか | | 36 | 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。 | 通信教育委員会議事録及び資料 | 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、通信教育委員会及び主任会で随時検証を行っているが、定期的には行っていない。しかし、卒業論文の着手条件を従来の98単位以上取得から84単位以上取得へと変更した。これも当該検証の結果である。 | B | | |

「教育課程・教育内容」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---------------------|----|--|--|---|----|------|------|
| 1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか | 必要な授業科目の開設状況 | 37 | 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。 | 『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』p17-23 | 必修科目についてはすべて開講している。選択科目については通学課程と比較して開講科目数は多くないが、これは通信教育課程という性質に基づいて、必要最小限の科目に絞り込んでいるからである。 | A | | |
| | 順次性のある授業科目の体系的配置 | 38 | 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。 | 『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』p17-23 | 基礎科目から応用科目へと理解がスムーズに進むように、学年ごとに科目を配置している。また、各科目がどの分野に属するのか明確にしている。 | A | | |
| | 教養教育・専門教育の位置づけ | 39 | 教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。 | 『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』p17-23 | 一般的教養科目(共通総合科目)と専門科目とを単位取得の上から区別、説明している。 | A | | |
| | | 40 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。 | ・学科 カリキュラム・ポリシー ・『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』p17-23 | リーガルマインドを中心としたカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。ただし、通信教育課程の学生のほとんどが社会人であり、通学課程ほどカリキュラム上の余裕が無いがメディア授業の導入等により一層の充実を図っている。 | B | | |
| 2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか | 学士課程教育に相応しい教育内容の提供 | 41 | 中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。 | 学科 教育課程表 『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』p17-23 | 「学士力」に対応するため「知識・理解」については、一般教養的科目(共通総合科目)で対応し、「汎用的技能」及び「態度・志向性」並びに「倫理観」については、スクーリングで教育している。今後は、通年スクーリングにゼミナール(法学演習)を加えることも通学課程に対して申し込んでいる。 | A | | |
| | 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 | 42 | 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。 | 学科 教育課程表 | 通信学生のお半が社会人であることから、高大連携は現段階では該当しない。一方、初年次教育として、2012年度から「導入ゼミナール」(必修)を開講し、そのビデオ授業を編集集中である。また、レポート作成や卒論作成のためのガイダンスを定期的に開催している(年間に複数回)。 | B | | |

「教育方法」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------------|----|---|--|---|----|------|------|
| 1)教育方法および学習指導は適切か | 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 | 43 | 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。 | 教育目標、教育課程表、東洋通信 | 通信教育という形態上、通常は学生の自宅による学習が中心となる。そのために、テキストおよび参考書の指定、レポート課題に取り組む際の参考文献及び注意点の掲載、添削時のアドバイスなどを行っている。またスクーリングについては、初学者用の必修科目として導入ゼミナールを2012年度から開始し、また講義科目でも資料を配布したりOHPなどを使用するなど、それぞれに工夫を凝らしながら実施している。 | A | | |
| | 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 | 44 | 単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。 | 『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』 | 正課生の上限履修単位は40単位である。 | A | | |
| | 学生の主体的参加を促す授業方法 | 45 | 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。 | 『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』 シラバス | 通信教育課程として、学生の主体的な参加を促す手段として、通学課程2部の授業を受講できる通年スクーリングを実施している。これをさらに充実させるため、通年スクーリングの上限単位数を増やすよう、学部働きかけている。また、レポートの中に質問欄を設けたり、通信教育事務局に直接質問等に来た場合は専門分野別のTAなどが対応できるようにしている。またスクーリングでは、学生に討論させたり、判例を調べさせ、報告させるなど、その様な形での積極的参加を可能にする工夫が行われている。 | A | | |
| | | 46 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。 | カリキュラム・ポリシー、教育課程表、『通信教育課程 履修要覧 2012年度入学生用』 | 学習成果の習得については、レポート提出(不合格ならば合格するまで提出)あるいはスクーリング及び単位認定試験を通して成果の習得に繋げている。また教育成果の集大成としての卒業論文を作成させることを通して、学習成果を結実させるような制度をとっている。 | A | | |
| 2)シラバスに基づいて授業が展開されているか | シラバスの作成と内容の充実 | 47 | シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。 | 講義要項 2012年度版 | 通信教育課程用のフォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標及び注意点が記載されている。スクーリングに関しては、講義スケジュールの内容と受講するに際しての注意事項が記載されている。 | A | | |
| | 授業内容・方法とシラバスとの整合性 | 48 | 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。 | スクーリングにおける質疑、TAなどの受けた問合せ | 通信教育課程では定期的な授業アンケートは実施されていないが、各科目担当者の任意でスクーリングアンケートなどが行われており、それを基にして次回のスクーリングの準備をしている。また通信教育課程では受講者の学歴・職歴・年齢等に大きな幅があるので、例えばスクーリングなどはその時の受講生に合わせた変更を行いながら実施されており、むしろ臨機応変に行われている。 | A | | |

| | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|----|--|----------------------|--|---|--|--|
| 3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか | 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示) | 49 | シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。 | 履修要項2012年度版、ホームページ | 評価基準は、第一に単位認定試験を受験する前に、レポートにすべて合格し、あるいはスクーリングと組み合わせて合格すること、第二に各科目ごとの単位認定試験に合格すること、当該試験の評価は通学課程と同様にS～Dで実施されている。 | A | | |
| | 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 | 50 | 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | 教育課程表 | 当該基準に沿っている。 | A | | |
| | | 51 | 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。 | 履修要覧2012 | 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されている。 | A | | |
| | 既修得単位認定の適切性 | 52 | 海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。 | 入学時の審査資料 | 編入学・転入学に関わる単位の認定にあたっては、所定の読み換えによって主任及び事務局で原案を作成し、通信教育委員会で承認し、その後教授会にて審議して決定している。 | A | | |
| 4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか | 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施 | 53 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。 | 『東洋大学法学部年次報告書2012年度』 | 通信教育委員会において、通信教育の授業のあり方を検討し、平成24年より新しい授業形態であるメディア授業を始めるに至った。現在も、順次収録しており、次年度以降も継続する予定である。 | A | | |
| | | 54 | 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。 | 『東洋大学法学部年次報告書2012年度』 | 通学課程で実施されているFD学習会や教員カルテの作成を通して、その成果を通信教育課程の、特にスクーリングで発揮するように促している。 | A | | |

「成果」

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|-----------------------------|------------------------------|----|---|----------------------------------|---|----|------|------|
| 1) 教育目標に沿った成果が上がっているか | 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 | 55 | 各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。 | 添削済みレポート及び採点表 | 通信教育課程における学習成果は、レポート提出(不合格の場合は合格するまで提出する)およびスクーリングならびに小テストなどを通して、その向上が図られている。 | B | | |
| | 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価) | 56 | 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。 | 通信教育課程補助教材『東洋通信』アンケート結果 | 通信生のほぼすべてが既に就労者であるため、入学時のアンケートは実施しているが、卒業時のアンケートは現時点では実施していない。 | B | | |
| 2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか | 学位授与基準、学位授与手続きの適切性 | 57 | 卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | 『通信教育課程 履修要覧 2012年度 入学生用』、『東洋通信』 | 履修要覧及び定期的に発行している東洋通信の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。 | A | | |
| | | 58 | ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。 | ・学科 ディプロマ・ポリシー ・学科 卒業要件 | 卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。 | A | | |

(5) 学生の受け入れ

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|------------------------------------|--|---|---|----|------|------|
| 1) 学生の受け入れ方針を明示しているか | 求める学生像の明示 | 59 アドミッション・ポリシーを設定しているか。 | 通信教育課程募集要項 学科アドミッション・ポリシー ホームページ | 各学科(法律、企業法、2部法律)においてアドミッション・ポリシーを定めており、通信教育課程も法律学科に準拠している。 | A | | |
| | | 60 アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。 | 通信教育課程募集要項 学科アドミッション・ポリシー ホームページ | アドミッション・ポリシーは、通学課程と同様に通信教育の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。 | A | | |
| | 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 | 61 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | 通信教育課程募集要項 学科アドミッション・ポリシー ホームページ | 通信教育課程のアドミッション・ポリシーは、『募集要項』およびホームページにおいて公開している。 | A | | |
| 2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか | 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 | 62 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。 | 通信教育課程募集要項 | 通信教育課程の入学については、要項において明示している。 | A | | |
| | | 63 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。 | 通信教育課程募集要項 | 通信教育課程への入学(編入学、再入学等を含む)は、学祖の理念を反映しているため、通学課程と同様の入試は実施しておらず、出願書類による選考を行っている。 | A | | |
| | 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性 | 64 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。 | 通信教育部規程 ・「学部 教授会規程」 ・「通信教育委員会議事録」 | 通信教育課程では入学試験を実施しておらず、出願書類による選考を行っているため、適時判定委員会を開いて審議し、教授会で審議・承認を得ている | A | | |
| | | 65 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。 | ・「大学基礎データ 表3」 | 通信教育課程では、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。 | A | | |
| | | 66 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。 | アドミッション・ポリシー、通信教育課程募集要項 | 選考方法は、おおむねアドミッション・ポリシーに従って設定している。 | B | | |

| | | | | | | | | |
|--|--------------------------|----|---|-------------------|--|---|---|--|
| 3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか | 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 | 67 | 学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科 | ・「大学基礎データ 表3」 | 通信教育課程の過去5年間(H19～23年度)の入学定員に対する入学者比率は、平均して0.36である。現在、大学法学部で通信教育課程を設置しているのは7校(東洋、慶応、中央、法政、日大、創価、近畿)であるが、他校と比べて本学部通信教育課程には際立った特徴がないことが入学者比率の低さの原因の一つであると考えられる。 | C | 平成24年度(2012年度)から、定額制料金制度及びそれに伴うスクーリング履修の拡大に着手し、受講生からは好評を得ているので、これを一層周知宣伝することで本学の特徴とする計画の考案が必要がある。 | 平成25年度(2013年度)に宣伝方法及び予算措置等を検討し、可能であれば実施する。 |
| | | 68 | 学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科 | ・「大学基礎データ 表4」 | 法律学科正課生300名、科目等履修生197名(2012年5月1日現在)であり、入学定員に対する入学者数比率は大幅に下回っている。本学部通信教育課程は、伝統的に教員免許取得を目指す者が多い。それゆえに、大学既卒者が教職科目だけの取得を目的に科目等履修生として登録していることが正課生と科目等履修生とのアンバランスの原因であると考えられる。 | C | 平成25年度から、教員免許取得を目的とする者を、科目等履修生ではなく正課生として編入させるように働きかけている。これは教育実習への派遣に関して大学の責任(質の保障)という観点から、正課生という地位に基づいた自覚(東洋大学の学生という自覚)を促すという目的も含まれている。 | 平成25年度(2013年度)から実施 |
| | | 69 | 学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。 | ・「大学基礎データ 表4」 | 通信教育課程は、編入学定員を定めておらず、また、「若干名」でも募集していない。そのため、入学定員1000名の範囲内で募集し、書類選考に合格した者が在籍している。特にこれまでは大学の卒業生が再教育の場として通信教育課程に再入学又は編入するという事態がほとんど発生していなかったため、あえて編入学数を明示する必要が無かった。しかし近年の社会人教育や日進月歩の法律分野の再学習・教育という潮流を考慮すると、正課生及び科目等履修生などの制度を含めて編入学に関する制度を整備する必要がある。 | C | 近年、大学既卒者が教員免許取得のために入学を希望する傾向が出てきている。他大学他学部の卒業生、他大学法学部の卒業生、本学他学部の卒業生、本学法学部の卒業生、以上の4類型に分類され、再入学・編入の場合、前三者が多かった。最近では本学法学部既卒者の編入希望が出てきたので、諸規程を精査して、当該者の編入学が可能なることを再確認した。今後は、学内及びインターネット等を通じて、編入学の要件等について周知させ、それによって、既卒者(社会人)の再教育に努める。 | 平成25年度(2013年度)に周知方法を検討し、入学案内等に反映させていく。 |
| 4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか | 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 | 70 | 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。 | ・「教授会議事録」 | 現在の通信教育制度は、すでに制度疲労を起こしており、今後は経過措置を含めてネット化、メディア化に移行し、通信教育課程専属の教職員の充実を図らなければ、他のライバル校(日大など)との差を埋めることが出来ないことは明らかである。50周年を機に、新制度への移行等に関する企画を検討している。 | B | | |
| | | 71 | アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。 | 通信教育課程パンフレット、履修要項 | アドミッション・ポリシーの適切性について、定期的な検証・検討は不十分である。これは上記(No.70)の制度改革に伴う点も多いことから、その進展に合わせた今後の定期的検証を計画している。 | B | | |
| | | 72 | 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。 | 通信教育委員会資料 | 入学者の選考(年間5回)の過程で検討を行っている。 | A | | |

(6) 学生支援

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------------------------|-------------------------|----|---|---------------------------------------|---|----|------|------|
| | 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性 | 73 | 原級者、休・退学者のデータを教授会等の会議で教職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、理由把握等に努め、適切な指導、支援を行っているか。 | ・通信教育委員会資料、法学部教授会資料 | 原級、休学、退学に関しては、通信教育課が受け付けを行い、通信教育委員会で審議・承認した後に、教授会にて承認・報告を行っている。特に休学・退学の理由を委員会及び教授会で一覧にして周知している。担当教員が通学課程の教員とは重複するので、通学課程における心因的な要因を抱える学生に関する専門化を招いての精神衛生講習会が通信教育課程担当教員に対する講習会も兼ねることになる。 | A | | |
| 2) 学生への修学支援は適切に行われているか | 補習・補充教育に関する支援体制とその実施 | 74 | 教員および学生に実態調査を行うなどして、必要な補習・補充教育を適切に提供するとともに、その効果についての検証を行っているか。 | ・通信教育委員会資料、法学部教授会資料 ・添削済みレポート及び採点表 | 共通総合を中心とした教職科目、文学部専門科目及び法学部専門科目ごとにTA(原則として大学院博士後期課程在籍又は修了あるいは満期退学者)を配置することで、学生の学習に関する相談を受け付けており、毎回当該相談等の報告書がTAから提出されている。また課題レポートにも質問欄と教員による回答欄が設けられており、それによっても教員が個別に自己の科目及び教育に関する効果並びに必要な事項の認識を行っている。特に通信教育課程のレポート学習は、通学課程のように決められた授業回数が無く、合格するまでレポート提出と添削を繰り返す学習方法であり学生が科目の内容を理解するまで学習と指導が繰り返されるため、補習や補充教育をも含んだ学習形態となっている。 | B | | |
| 4) 学生の進路支援は適切に行われているか | 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 | 75 | 正課教育において、学生が卒業後、社会的・職業的自立を図るための能力を育成しているか。 | 通信教育部のTAによる相談等に関する報告書 | 通信教育課程の学生は、既に就業している者が多く、そのため進路選択に関する指導やガイダンスは特に実施していない。しかし、大学院進学や教員免許取得等に関して相談が有る場合には、その都度個別に対応している。 | A | | |

(7) 教育研究等環境

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------|---|---|--|---|----|------|------|
| 4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか | 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 | 76 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じて、講義室の規模、実験・実習室の設備、実習室の座席数などが整備されているか。 | 各スクーリング教室一覧表 | スクーリング時に、受講生数及び担当教員の希望を聞いて、PCあるいはOHPの使用可能な教室等を準備している。また、本学図書館においては、日曜、夏期、週末連休といった各スクーリング開講期間中の通信教育学生の図書館利用に関して、毎年開館日及び開館時間の希望を申し込んでいるが、スクーリング期間内で図書館が閉館している日もあり、さらに平成25年度実施の第二キャンパスからの移転によって、スクーリング用の教室確保が極めて困難な状態に成ることが予想されており、通信教育課程の学生の学習等に支障が生じることも多々あるのが現状である。 | B | | |
| | ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 | 77 TA、SA等の人的支援が行われているか。 | 東洋大学教育補助員採用内規 通信教育課程入学案内2012 | TAについては、「教育補助員採用内規」に従い、通信教育課程における学習支援・教育支援の一助を担う形で制度化され、実施されている。 | A | | |
| | 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保 | 78 専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給しているか。 | ・法学部教授会資料・議事録 | 法学部専任教員に関する事項と同じである。(専任教員1人につき、38万円の研究費が支給されている(年度による増減はある)。国内特別研究および海外特別研究の対象者については別途支給している。) | A | | |
| | | 79 専任教員に対する研究室を整備しているか。 | ・法学部シラバス ・履修要覧 | 法学部専任教員全員に、原則として個人研究室が配分されているが、中には白山キャンパスと清水町キャンパスの双方に個人研究室を配分されている教員もいる一方で、白山キャンパスで他の教員との共同研究室の実を配分されている教員もあり、バランスを欠いているのが現状である。 | A | | |
| | 80 研究専念時間の設定など、教員の研究機会を保障しているか。 | 平成24年度時間割編成並びに授業運営について、ならびに通信教育課程期カリキュラム | 時間割編成時に教務部長名で、「専任教員は週3日以上出校し、学部授業を週5コマ以上担当することを原則とします」としており、おおむね、授業日以外の1~2日を研究に充てることができているが、通信教育課程の課題レポートの添削、単位認定試験(年間複数回)の評価並びに集中スクーリング及びその準備などが、通学課程の業務と別個に有り、研究時間にあてられなければならない時間を使用して通信教育業務が実施されている点を考慮するならば、研究専念時間が十分に確保されているとは言い難い状態である。現在は、65歳定年教員を70歳まで通信教育課程の非常勤として採用、スクーリングとレポート添削の教員を分ける、通信教育を各教員の担当コマ数に加えるなどを検討・提案することを予定しつつ、研究時間の確保を試みようとしている。 | B | | | |
| 5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか | 研究倫理に関する学内規程の整備状況 | 81 研究倫理に関する学内規程を整備するとともに、研究倫理に関する研修会等を実施するなど、研究倫理を浸透させるための措置を行っているか | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |
| | 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性 | 82 研究倫理に関する審査機関の設置し、適切に運営しているか。 | ・組み換えDNA実験安全委員会規程等 | 学部としては、全学委員会等の必要に応じ委員を選出している。 | A | | |

(8) 社会連携・社会貢献

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---------------------------|------------------------|--|--|--|----|------|------|
| 1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか | 産・学・官等との連携の方針の明示 | 83 学部の目的を踏まえて、産・学・官等との連携に関する方針を定めているか。 | ・インターンシップ実施に関する覚書・協定書等 ・法律相談に伴う朝霞市との協定書 ・寄附講座(土地家屋調査士)開講に伴う協定書 | 通信教育課程を含めた法学部として、以下の事項を実施している。 ・地方公共団体、さわやか財団などの公的機関との間で行っているインターンシップで方針を定めている。 ・朝霞市において法学部教員及び法律相談部員が行っている無料法律相談について、朝霞市との間で方針を定めている。 ・東京都土地家屋調査士会との間で冠講座についての協定方針を締結している。 | B | | |
| | 地域社会・国際社会への協力方針の明示 | 84 学部の目的・目標を踏まえて、地域社会・国際社会への協力方針を定めているか。 | 法学部教授会議事録 | 通信教育課程を含めた法学部として、以下の事項を実施している。 ・インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学との協力の協力を定めている。 ・地域社会との協力方針については定めていないが、公共団体等の委員の委嘱については、学部長・主任会で判断し、本務に支障のない範囲で派遣する方針としている。 | B | | |
| 2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか | 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 | 85 学部の教育・研究の成果を、社会へのサービス活動に還元しているか。 | 「東洋大学公開講座のご案内」 | 各教員が公共団体などの委員として活躍しているほか、エクステンション課を通じての公開講座、講師派遣プログラムなどで講師をしている。また、年1回の朝霞市および他の地方自治体での無料法律相談を行うなどして、学部の教育・研究の成果を、地域へのサービス活動に還元している。 | A | | |
| | 学外組織との連携協力による教育研究の推進 | 86 学部の教育・研究の推進のために、他大学や学外の研究所や組織等との連携・協力を行っているか。 | ・アモイ大学との協定書 ・助教プログラムレジメ集 | 通信教育課程を含めた法学部として、以下の事項を実施している。 ・研究交流を目的として、インドネシア・ディボネゴロ大学、中国・アモイ大学と学部間の連携を行っており、これまでアモイ大学での日本法講座の開催、ディボネゴロ大学から講師を招いての授業(イスラム法)などの実績が上がっている。 | A | | |
| | 地域交流・国際交流事業への積極的参加 | 87 地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいるか。 | 『平成22年度法学部次報告書』 | 通信教育課程を含めた法学部として、以下の事項を実施している。 ・地域交流については、「無料法律相談」を開催しており、10名程度が参加している。 ・国際交流については、アモイ大学での日本法講座を企画し、交流事業を行っており、5名が参加した。 ・インドネシア・ディボネゴロ大学との間で交流事業を行っている。 ・イギリス・ロンドン大学における英語研修の実施を決定し、翌年度から実施の予定である。 | A | | |

(10) 内部質保証

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|----------------------------|---|--|--|----|---|---|
| 1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか | 自己点検・評価の実施と結果の公表 | 88 自己点検・評価を、明文化された規程に基づき、定期的実施しているか。 | 『平成23年度法学部年次報告書』 | 学部における自己点検・評価の結果を通信教育にも還元できるように、各担当教員に促している。ただし、レポート添削やスクーリング等で問題が発生した場合には、担当者から事情等を聞き、改善等を学部長及び主任から明確に要請している。 | B | | |
| | | 89 自己点検・評価の結果を、刊行物としての配布、ホームページへの掲載等によって、当該大学以外の者がその内容を知りうる状態になっているか。 | | 通学課程に関しては、『法学部年次報告書』が出されているが、その中には通信教育課程に関する独自の事項は記載されていない。 | C | 法学部の年次報告書に、通信教育(法学部)に関する項目を設定し、公表する。 | 平成24年度(2012年度)の当該報告書から実施している。 |
| 2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか | 内部質保証の方針と手続きの明確化 | 90 自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きが明確にされているか。 | | 通学課程に関しては、『法学部年次報告書』が出されているが、その中には通信教育課程に関する独自の事項は記載されていない。 | C | 平成24年度(2012年度)から実施している『法学部年次報告書』への通信課程事項の記載を通して通信教育課程の現状を公表しつつ、通信教育設立50周年企画と歩調を合わせて、より高次の段階へ進むための計画を検討する。 | 平成24年度(2012年度)から通信教育委員会を中心に設置しているワーキング・グループで検討している。 |
| | 内部質保証を掌る組織の整備 | 91 自己点検・評価結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげるための委員会等が整備されているか。 | 通信教育委員会資料 | 通信教育課程独自の自己点検・評価システムを構築してはいるが、通信教育委員会が適宜問題を検討し、各学部教授会に諮って、例えば導入ゼミナールの発足や初学者用の『学習の手引』の作成などといった改善策を進めている。 | B | | |
| | 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 | 92 自己点検・評価の結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげる連携システムが確立されているか。 | 通信教育委員会資料 | 学部教員が通信教育課程と通学課程を共に兼ねているので、通信教育課程独自のシステムは構築せず、当該教員という人員を介して通学課程における改善策を可能な限り通信教育課程にも応用するように要請している。 | B | | |
| 3) 内部質保証システムを適切に機能させているか | 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 | 93 学部、学科、教員の各レベルで自己点検・評価活動が行われているか。 | 『平成22年度法学部年次報告書』 | ・個人では、「教員カルテ」を毎年作成し、教育・研究活動の自己点検・評価を行っている。 ・学部では、毎年4回、全教員が参加するFD学習会を行い、自己点検・評価を行っている。 | A | | |
| | 教育研究活動のデータベース化の推進 | 94 「東洋大学研究者情報データベース」に、学部の専任教員の研究業績が適切に構築されている。 | 東洋大学HP内「東洋大学研究者情報データベース」 http://ris.toyo.ac.jp/ | 通学課程と同様である。(全教員が「東洋大学研究者情報データベース」に登録しており、データの更新についても、教授会等で適宜更新を促すことにより、各教員が更新している。) | A | | |
| | 学外者の意見の反映 | 95 学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫を行っているか。 | 入学説明会報告書及びアンケート | 通信教育協会への参加の他、学外者と接する機会である入学説明会等において、当該事項を含む通信教育課程全般の要望や質問を受けることで今後の運営に工夫を取り入れている。その他、通信教育課には学外者からの意見や質問がメール等で寄せられており、入学説明会同様に今後の運営に役立てていく。 | B | | |
| | 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 | 96 文部科学省の設置認可・履行状況報告の際の留意事項、大学基準協会の認証評価の際の指摘事項について、改善のための具体的な取り組みを行っているか。 | | 該当せず。 | | | |

(11) 独自の評価項目 及び 学生からの意見等

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および 判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|------|-------|-----|--------------------|-------|------|----|------|------|
| | | 97 | | | | | | |
| | | 98 | | | | | | |
| | | 99 | | | | | | |
| | | 100 | | | | | | |
| | | 101 | | | | | | |
| | | 102 | | | | | | |
| | | 103 | | | | | | |
| | | 104 | | | | | | |
| | | 105 | | | | | | |